

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成25年2月20日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
11番 湯 浅 祐 徳
12番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 小 高 良 則
22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	小 澤 誠 一
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美

市民部参事（事）国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事（事）総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成25年2月20日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

市長の専決処分事項に指定されている損害賠償の額を定めることについての報告が1件議長宛てに提出されていますので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は2点にわたりまして、質問するものであります。

まず、1点目に市長の政治姿勢についてであります。暮らしと政治への認識について伺います。

まず、市民の生活実態についてであります。国民の相対的貧困率は16パーセント、6分の1が貧困ライン以下であり、非正規・低賃金などの労働環境の悪化によって、単身女性の3人に1人、母子世帯では、ほぼ5割が貧困状態であり、生活保護は過去最高の214万人を超えています。また、自殺者は、年間3万人を超えるという異常な事態が14年にわたって続いています。その大半は経済苦や病苦です。こうした大もとには、国民の暮らしを守るはずの社会保障制度が、相次ぐ改悪によって、その働きを失っているという現実があります。こうした背景のもとで、八街の市政を担う市長の政治姿勢を質すものであります。

まず、第1点目に、この間、福祉を削り、市民サービスを削って強引に八街駅前区画整理事業を実施し、今また大池第三雨水幹線事業を進めています。高過ぎる国保税・介護保険料に「暮らしが成り立たない」の市民の悲鳴に耳を貸さず、徴収強化のもとで、サラ金など借金を重ねての支払いに、市民生活は一層悪化しています。小中学校の就学援助費の受給率は全国平均16パーセントの半分以上、7.3パーセントにとどまり、新年度予算では、わずかに残った福祉サービスのマッサージ券までが削減の対象となり、児童クラブの開設時間延長に伴い、保育料が新たに負担増となります。市民の暮らしの実態をどのように受け止め新年度予算編成にあたったのか伺います。

2点目に、暮らしや地域経済が閉塞感にとらわれた中で、地方自治体がいかにして住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすのかが問われています。市民に負担と我慢を強いる市政

から市民の暮らし・福祉第一の市政へと切り替えるべきです。市長の見解を求めます。

2点目に、地方自治の精神を活かした市政運営についてであります。安倍内閣の2013年度予算は、補正予算と合わせて、事実上の15カ月予算とし、100兆円を超す巨額の予算となっています。その内容は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算案となっています。安倍内閣は、景気の悪化が続き、消費税増税ができなくなることをおそれ、デフレ不況の脱却のためと、2パーセントの物価上昇率目標を設定し、無期限の金融緩和政策を導入しました。

その中身は、国土強靱化計画と称して200兆円もの大型公共事業をばらまき、その国債を日銀に買い取らせるというものです。成長戦略は大企業を応援し、格差と貧困を深刻にした小泉構造改革の焼き直しにすぎません。所得が増えないのに物価が上がれば、ますます財布のひもは固くなります。日本経済の停滞を打開するために、富裕層・大企業に応分の負担を求めるとともに、暮らしを応援して所得を増やし内需を活発にする政策に転換することであり、何よりも消費税の増税を中止することです。市民の暮らしを守るという地方自治体の役割の観点から、国政とどう向き合うのか伺います。

1点目に、社会保障の一体改革と消費税増税についてであります。消費税増税は社会保障のためと言いつつ、医療では70歳から74歳の窓口負担を1割から2割が検討され、介護では、利用料のアップ、サービスの削減、年金は10月から3年間で2.3パーセント削減。生活保護を3年間で7.3パーセント削減など、消費税増税と合わせると国民の負担増は年間20兆円にもなります。生活保護費の削減をはじめとする社会保障改悪とともに消費税増税は本市の経済と市民生活に深刻な事態を招くことは明らかなです。生活保護費の削減・消費税の増税に対する市長の見解を伺います。

2点目に、地方公務員賃金の減額前提の地方交付税の削減についてです。国家公務員の給与カットに合わせ、地方公務員の給与を7.8パーセント削減するというものですが、自治体によって給与水準は異なり、一律カットはなじみません。本来、国に強制されるものではなく、地方分権の流れに逆行するものであります。こうした国の押し付けにきっぱりとした態度をとるべきであります。初日に市長から、「千葉県市長会として総務大臣・金融大臣宛てに地方交付税を削減することのないようにとの決議書を提出した」との報告がありましたが、改めて市長の見解を求めます。

3点目に、八街市にも深刻な影響を及ぼすTPP交渉参加の問題であります。総選挙で自民党は「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP交渉参加に反対」との公約でしたが、安倍首相は、22日に予定されている日米首脳会談で聖域を確保できるか、感触を探った上で、最終的に判断すると表明しています。財界・アメリカから「参加の方向を明確にすべき」との圧力も強まり、参加への態度をめぐり緊迫した事態となっています。TPPは例外なき関税撤廃を原則としており、日本の農業をはじめ、医療、保険、公共工事等も対象であり、国民生活のあらゆる分野での規制緩和に、日本経済の壊滅的な打撃を受けることは明ら

かです。安倍首相に対し、ＴＰＰ交渉へのなし崩し的な参加をしないよう強く要求すべきであるがいかにか、答弁を求めるものであります。

次に、新年度予算についてであります。八街市の新年度予算は、学校給食センター事業会計を編入したことで、２４年度より２．８パーセント増となりましたが、実質的には前年度より縮小予算となっています。市の財政構造は硬直化が進んでいますが、その改善や不況で苦しむ市民生活の打開への展望が見えてきません。

そこで、財源確保について、まず伺うわけでございますが、１点目に新年度予算方針では、市税の確保、受益者負担の適正化、新たな財源について積極的に取り組むとしていますが、具体的にどのような内容か。

２点目に今後の財政見通しはどうか。

３点目に市の財源確保について、市財政改革プランの柱は税収のアップ・事務事業・受益者負担の見直しで緊縮財政を実行していますが、こうした財源確保は限界です。今後はどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、命・暮らしに寄り添う市政を求めるものであります。先日、母子家庭のお母さんが倒れ、「このまま死なせてほしい。病院に行っても払うお金がないから」と言い、意識不明になりました。高過ぎる国保税は滞納となり、分割で必死で払っても払い切れず、病気が悪化しても病院に行くゆとりのない状況でした。徴収強化のもとで、国保が命を奪うと言っても過言ではありません。生活困窮者に対する機械的な国保証の取り上げをやめることや、医療の一部負担の減免は待ったなしの状況です。市民の命と暮らしに寄り添う温かい市政運営が求められています。市長の見解を伺います。

２点目に税の延滞金についてであります。市税・国保税の延滞金は１４．６パーセントというサラ金並みです。生活困窮者には延滞金は負担が重過ぎるため、減免をしている自治体が増えています。本市でも導入を求めるがいかにか。

また、生活が悪化している滞納者に対し、限度額認定書発行をしない、市営住宅への入居をさせないなど、市民サービスの制限をしていますが、最も支援の必要な市民に温かい手を差し伸べるべきであります。市民サービスの制限をなくすことを求めるがいかにか、答弁を求めます。

次に、地域経済活性化で元気な街づくりについて伺うものであります。八街市の農業・商工業予算は毎年減り続けて、来年度予算では歳出全体のわずか１．９パーセント、これでは市の基幹産業の衰退を後押ししている予算配分であります。市内事業所は約２千７００事業所、小売・飲食店７００事業所、農家戸数１千４００戸という基礎的な地域経済力を活かし、活性化につなげ元気な街づくりをしていくことは、緊急の課題であります。市長の見解を伺います。

２点目に、公契約条例・中小企業振興条例の制定について伺います。今、市民の雇用と所得を増やし、消費に回すことによる内需の押し上げが必要です。その施策で注目されているのが、公契約条例と中小企業振興条例であります。

公契約条例は既に野田市が導入し、自治体発注の工事や業務委託で仕事の中身に応じて適正な賃金を設定し、受注業者が労働者に、その金額以上を支払うよう義務付けをしています。全国でもこうした条例制定が進んでおり、労働者の賃金保障を行っています。

一昨年導入した相模原市長は、「景気の低迷で公共事業や委託事業の受注競争が激化している。業者の疲弊、労働者へのしわ寄せが生じており、歯止めをかけることは喫緊の課題であり、賃金の下限を保障することで労働意欲が維持され、事業の安全・安心が確保される。長期的に見れば、市内の賃金水準の上昇、地域経済の活性化につながる」と述べています。

また、中小企業振興条例については、長期にわたる不況は、雇用や地域経済は疲弊し、商店街の空洞化など深刻な事態が広がり、市内業者は「仕事がない」「低単価を押し付けられても受けざるを得ない」など、困難な経営環境の中で必死に営業の努力がされています。しかし、中小零細業者の営業と暮らしは個人の努力だけではどうにもならないところまで来ています。こうした土台のもとに八街市は成り立っています。

1999年に改定された中小企業基本法では、都道府県だけではなく市町村にも中小企業を支援する責務が定められ、2010年6月「中小企業憲章」を閣議決定しています。地域経済の振興・地元業者支援は切実であり、地域経済再生を図るための中小企業振興条例が必要です。よって、本市でも中小企業振興条例と公契約条例の制定で地域の活性化を求めるがいかがか、答弁を求めます。

3点目に、小規模事業の予算化で経済活性化を求めるものであります。生活小規模関連事業や小中学校をはじめ、公共施設の修繕は、地元業者への仕事確保につながり、懐を暖め消費を拡大させます。経済波及効果とともに地域経済の再生につながることは明らかなです。小規模事業への確保と予算化を求めるがいかがか。

4点目に、若者の仕事確保についてであります。八街の農産物を活かした加工食品の開発・販売で若者の仕事確保を求めるがいかがか、答弁を求めます。

大きな2点目に、安全・安心の街づくりについてであります。

道路整備・安全対策について、まず、県道富里・酒々井線の整備計画を伺うものであります。4月、酒々井プレミアムアウトレットの開業が予定されています。酒々井町側の県道は拡幅工事が進められていますが、八街側の県道整備計画はどのようになっているのか。

また、日本損害保険協会統計では、住野十字路が平成20年の県内交通事故多発ワースト4になっており、今後一層の車両通過が見込まれる中で安全対策が必要でございます。その計画を伺います。

次に、信号機の設置計画についてです。市内全体で29カ所もの信号機設置の要望があるのにもかかわらず、今年度は1カ所も設置されていません。市民の安全を求める声は変わりません。新年度での市内設置計画どうか。

また、西林・吉野宅脇の十字路の事故は一向に減らず、大きな事故が多発しています。早急な信号機設置を求めるがいかがか。

2点目に朝陽小学校脇の信号機の改善についてです。いよいよ朝陽小学校の改築が始まり

ますが、改築に合わせて信号機改善のための学校側の敷地を提供すると答弁がありました。信号機の改善はできるのか。今後の見通しについて伺うものであります。

以上、2点につきまして、明解なる答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

代表質問1、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ①ですが、リーマンショックに端を発する世界的規模での景気低迷が、今もなお続いており、その影響の波は少なからず本市市民の生活にも押し寄せているものと受け止めております。現在、安倍新政権のもと、さまざまな景気対策が打ち出されており、去る2月12日には、経団連、経済同友会、日本商工会議所の経済3団体のトップと首相が会談し、業績が改善した企業に対し、異例の賃上げ要請を行いました。市民の皆様が肌で景気の上向き感を実感できるようになるまでには、もうしばらく時間を要するものと受け止めております。

このような中、本市では「八街市総合計画2005」を平成17年に策定し、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しており、平成23年3月に策定した「八街市行財政改革プラン」の着実な推進とともに、情勢の変化に的確かつ機動的に対応しながら、最小の経費で最大の効果が得られるよう、さらなる創意工夫と施策の厳選に努めることが必要とされております。

これらを踏まえ、迎える平成25年度の当初予算編成にあたりましては、現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成を基本とし、「お年寄りを大切にし、誰もが住んでいてよかったと思える街づくり」を目指した予算編成に努めたところでございます。

次に、「市民に負担と我慢を強いる市政から、市民の暮らし・福祉第一の市政へと切り替えるべき」とのご質問でありますが、丸山議員のおっしゃるとおり、市民の皆様の暮らしを最優先に考えることが、市政を運営する上で最も重要であることは十分認識するところであり、そのように努めているところでもございます。

市では、毎年度、福祉関連事業などを含む数多くの事業を展開しておりますが、限られた財源をそれぞれの年度のニーズにも配慮しつつ、バランスの取れた予算配分を行うことにより、いかに全体として、より高い効果を得ることができるかが重要であると考えております。

現在、市が行っております事業の中には、国民健康保険事業のように、制度そのものが持つ性質などから、地方自治体の努力だけでは解決することができないものもございます。これらの問題につきましては、国・県に対する一定の費用負担の要請や制度自体の改正などについて、引き続き、市長会などを通じた要望活動を行ってまいりたいと考えており、あわせて、議員の皆様のご意見を拝聴しながら、市といたしましても、より効果的な予算運用ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に（１）②ですが、政府は生活保護制度に基づき支給される生活扶助費の基準額について、今年８月から３年程度で、段階的に引き下げることを決定しました。削減幅は平均６．５パーセントで、このうち５．７パーセントは、近年の物価下落分とされております。生活保護基準につきましては、全国消費実態調査等を参考に、国が算定しているところでありますが、市といたしましては、今後、国から示される基準に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、基準額の引き下げによる住民税の非課税限度額などへの影響が懸念されていることから、他の低所得者支援制度に影響が及ばない措置が講じられるよう強く望むものであります。

また、消費増税問題につきましては、昨年の１２月定例会におきまして、京増藤江議員にお答えいたしました。前民主党政権のもと、消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が可決・成立し、現行５パーセントの消費税率が、平成２６年４月に８パーセント、平成２７年１０月には１０パーセントへと、引き上げられることが決定いたしました。

また、昨年１２月の衆議院総選挙後に発足した、新政権のもとで取りまとめられました平成２５年度税制改正大綱では、「平成２６年４月から１７年ぶりに消費税率が引き上げられることに対応する措置を講ずる」としてありますが、これまでのところ、具体的な対応策につきましては不透明な状況にあります。先般、「消費税率引き上げの実施にあたっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である」旨の要望書を全国市長会を含む地方６団体から提出したところではございますが、いずれにいたしましても、これらの問題につきましては、国政の場におきまして十分議論いただくことが必要であり、低所得者にも配慮した不公平感のない、国民誰もが納得できる施策として、実施いただけるよう切に願うものでございます。

次に、地方公務員の給与削減要請についてでございますが、国から要請がありました「地方公務員の給与について、国と同水準の平均７．８パーセントまで引き下げること」につきましては、「これまで地方自治体が国を上回る行政改革に取り組み、職員数の削減や人件費の抑制を実施してきた努力を全く考慮せずになされたものであり、到底容認できるものではない」旨の決議書を千葉県市長会の総意として、総務大臣及び副総理兼財務金融大臣宛て提出いたしました。

また、ＴＰＰ＝環太平洋戦略的経済連携協定交渉につきましては、平成２２年１２月に「本市基幹産業である農業が、壊滅的な打撃を受けるばかりではなく、食品加工関連産業、さらには地域経済にも深刻な影響を及ぼすこと、人口の流出や産業・経済の疲弊を招くことが懸念されることなどから、我が国及び本市農業の安定的かつ継続的営農に必要な措置を講ずるとともに、食料自給率の確保・向上を図るための国民的議論がないまま、ＴＰＰ交渉に参加することのないよう強く要望する」旨の意見書が、本市議会議長名により、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣、他宛てに提出されております。

一方、全国市長会といたしましても、昨年の１０月２６日付で、「ＴＰＰへの交渉参加の判断に関して交渉参加が国内の農林漁業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる確立と振興などが損なわれないように十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等、我が国のあらゆる産業分野、さらには地域経済にも多大な影響を及ぼすことが想定されることから、国民に対しまして詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に判断されるよう求める」とした「環太平洋戦略的経済連携協定交渉に関する緊急意見」を内閣総理大臣をはじめ、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、経済産業大臣、他宛てに提出いたしました。

ＴＰＰへの交渉参加につきましては、国内のさまざまな産業に及ぼす影響などを十分考慮した上で、国民に対する詳細な情報の開示と十分な議論を尽くした上で慎重に判断されるようお願いいたします。

次に（２）①ですが、平成２５年度当初予算（案）の編成にあたり、歳入の根幹をなす市税では、前年度と比較して１．５パーセント、１億１４５万３千円の増額となっております。これは、固定資産税におきまして、新築家屋の増などにより、５千２９２万４千円の増、市たばこ税におきまして、道府県たばこ税の一部が移譲されたことにより、１千５５７万３千円の増が主なものであります。

また、行政財産の適正な管理を行うという観点から、職員の通勤自動車を駐車する場合に有料にて使用許可を与えることとし、新たに使用料及び手数料において土地使用料を計上しております。

また、飲料水等自動販売機の設置につきまして、「行政財産の使用許可」から「公募による貸付」に切り替えることにより、条例による定額の使用料から入札による賃貸借契約となり、今まで以上の建物貸付収入を見込んでおります。

次に、依存財源である国庫支出金の増につきましては、社会保障関連の生活保護費及び道路改良や小学校改築に伴う負担金補助金等の増加に伴うものであり、県支出金の増につきましても、障害者福祉費の増加や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金等に伴うものですが、国庫支出金や県支出金の伸びは制度による伸びであり、そのほとんどは、対象事業の一般財源部分を市において対応しなければならないものであります。

一方、歳出におきましては、これまで以上の行財政改革を推進し、事務事業の見直しを図るため、行財政改革推進本部を中心に事務事業全般について見直しを進め、今年度につきましては、２９７事務事業を対象に各担当課との協議の結果、削減可能額は平成２４年度当初予算額に対し、一般財源ベースで約１億９千２００万円となり、予算編成に反映させてまいりました。そのほか、経常的経費につきましては、対前年度８０パーセント以内の額を基本とし、また投資的経費については、補助対象事業、起債対象事業を優先することにより、財源確保に努めたところでございます。しかしながら、財源不足の解消には至らず、平成２５年度当初予算では、財政調整基金を対前年度比５千４７万５千円増の８億１千５３４万９千

円を繰り入れ、特例債である臨時財政対策債を対前年度比3千万円増の12億円を発行することで、財源を確保したところであります。

今後の財政見通しといたしましては、毎年度策定しております将来5カ年の財政計画において、平成25年度から平成29年度までの財源不足額は、19億6千255万1千円と推計したところであります。このため、財源確保対策と歳出削減の両面で、実効性のある取り組みを進めていかねばならず、行財政改革推進本部による事務事業の見直しにおいて、全ての制度や事業・体制について根元まで踏み込み、その必要性、有効性、効率性を分析し、徹底的に無駄を排除するとともに、大胆な見直しを進め、「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、全職員が今まで以上に創意工夫を発揮し、歳入に見合った歳出構造への転換を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の財源確保策といたしましては、市税収入額の向上、広告事業の一層の活用、公有財産の売却を含めた一層の活用をはじめ、消費税及び地方消費税引き上げに合わせた水道料金、下水道使用料、その他各種使用料などの見直しについて検討してまいります。

次に(2)②ですが、国民健康保険は、長引く不況の影響を受け、現年分調定額も横ばいの状況が続いており、保険税収の確保に苦慮しております。保険税の滞納となっている原因は、さまざまであるため、その状況により短期被保険者証や資格証明書の交付をしております。資格証明書の交付の趣旨の1つとして、滞納者と接触の機会を確保し、納付の意思や生活状況を確認することがあり、それにより、分割納付等の相談、福祉制度の提案など個々の事情に応じた、よりきめ細かな対応が可能となり、納付につながる場合もあると考えております。

また、国民健康保険税の納付が滞った際、即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知の送付や短期被保険者証の交付により、本来は自主納付が基本となる保険税ですが、市からも滞納者に接触の機会を設け、納税者の状況を把握できるように努めております。滞納者に対する機械的な資格証明書の交付を中止すべきではないかとの質問でございますが、本市といたしましては、交付の趣旨や保険税を滞りなく納めている方との公平性の確保、さらには皆保険制度の大きな一翼を担う国保制度維持存続のためにも、資格証明書の交付は欠かせないものと考えております。

なお、市は資格証明書の交付に係る運用については「国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等取扱要領」を定め、病気やけがにて5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は特別の事情にあたりし、資格証明書の解除をする旨の運用をしております。医療の一部負担金の減免につきましては、国民健康保険法第44条に定められており、災害やその他の理由により生活が著しく困難になった場合において必要があると認められる場合に、保険者は一部負担金の減免措置をとることが認められております。本市では、「国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱」を定め、対応しているところでございます。

次に、延滞金につきましては、市税等を納期限までに納めた人との均衡を図るため、本税

に加えて徴収されるものであります。しかしながら、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を免除できるとされており、その理由の主なものといたしましては、納税者の財産が震災、風水害、火災等の被害を受け、または、盗難に遭った場合、納税者または生計を一にする親族が病気、負傷等により多額の医療費を支出した場合等が挙げられます。市では、このような方から延滞金免除の申請があった場合に、法令等に合致しているかどうか審査した上で、免除の可否について決定しているところであります。

なお、自民党公明党連立政権により発足した安倍内閣におきまして、平成25年1月29日に閣議決定した、平成25年度税制改正の大綱によりますと、平成26年1月1日を目標に、現在の低金利の状況に合わせて延滞金等の利率の見直しを行うとしており、現行14.6パーセントの延滞金を9.3パーセントに改正する案が示されておりますので、税制改正が実施された際は、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、滞納者に対する制限についてですが、市営住宅の入居者資格につきましては、「市税の滞納のない者であること」を資格要件としており、税負担の公平性の観点からも必要と考えております。

次に、国民健康保険の限度額適用認定証の交付についてでございますが、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号に「世帯主が保険税を滞納していない旨」の確認事項が規定されておりますので、この確認をせず、限度額適用認定証を交付することはできません。この限度額適用認定証の交付は、本市の行政サービスとして行っているものではなく、法にのっとり、被保険者の申請に基づき、事実確認の上、交付しているものであり、また、滞納世帯であっても、高額療養費の支給について申請することはできますので、制限にはあたらないと考えております。しかし、一時的な生活困窮や長期入院などにより、保険税の納付ができない場合も考えられることから、交付基準等について、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に（２）③ですが、本市では、平成17年に策定した「八街市総合計画2005」に基づき、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しており、あわせて「活気に満ちあふれる街づくり」に向けたさまざまな施策に取り組んでおります。

近年、農業を取り巻く環境は、都市化の進展、農業従事者の高齢化、後継者の不足などにより、農家戸数のみならず、農地そのものの減少が進んでおり、持続可能な農業を実現するための対策が急務とされております。市では、農業従事者の高齢化と担い手不足に伴う耕作放棄地の解消対策及び農用地の利用集積を円滑に推進するため、農用地の賃借人に対する農用地利用促進奨励金を平成24年度に引き続き交付してまいりたいと考えております。

また、農業経営者が、高品質かつ安定的な生産を図るための機械化・施設化に対する補助金を含む「輝けちばの園芸産地整備支援事業」につきましては、平成24年度と比較して、約3倍の予算を計上させていただきました。さらに、新規就農者の経営が安定するまでの最長で5年間、年間150万円を「青年就農給付金」として給付し、新規就農者の定着を応援してまいりたいと考えております。

市といたしましては、これらの施策を重点的に推進することにより、農業経営者の支援とともに、本市農業の振興を図って参りたいと考えております。

次に、街の活力を生む商工業の推進についてでございますが、八街商工会議所及び八街駅南口商店街振興組合などを支援することにより、商店街の振興と中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えており、商工業の振興対策の1つであり中小企業の経営安定化・近代化を推進するための、市の制度資金及び利子補給制度を引き続き推進してまいります。

また、就労雇用の関係につきましては、就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」の内容を充実させ、雇用の促進を図るとともに、引き続きシルバー人材センターの運営に対します支援を継続し、高齢者の就労の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度、八街市優良特産落花生推奨協議会と郵便局とが連携し、地域限定版チラシによります落花生のカタログ販売が開始されました。受付開始から、わずか1カ月が経過したばかりですが、既に3千600件を超える注文があったと伺っております。市といたしましても、今後、同じような事業が実施される際には、可能な限り支援してまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、中小企業に対する基本姿勢を明確にするなど、一定の意義があるものと認識しております。現在、市が行っております商工業振興対策といたしまして、八街駅南口の空き店舗を活用し、八街市推奨の店「ぼっち」「ブランみなみ」及び「ギャラリー悠友」を開設し、駅前の賑わい創出に努めるとともに、中小企業の経営安定化・近代化を推進するために、市の制度資金及び利子補給制度等の充実にも努めているところでございます。

中小企業振興条例の制定にあたりましては、商工業等の分野において、市と密接に連携いただいております八街商工会議所との協議・調整が必要であることから、条例制定の必要性なども含め、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、公契約条例の制定についてでございますが、国は、「条例において地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を公共工事にかかわらず、広く一般に関し規定することは、地域別最低賃金の趣旨に反するため、地方自治法の規定に違反する」としてありますが、その一方で「総合評価落札方式による一般競争入札の落札決定基準として、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者が地域別最低賃金額を上回る特定の賃金額を定めることは、最低賃金法上問題ない」との見解も示しております。

本市といたしましては、国の見解を整理するとともに、今後の動向を注視しながら、既に公契約条例を制定している他の自治体の導入から運用に至るまでの経緯及び問題点等を調査・研究し、本市としての対応方法を検討してまいりたいと考えております。

また、本市では、市が発注する設計金額50万円以下の工事等を対象に小規模工事等契約希望者登録制度を実施しており、平成23年度に本制度を活用し、発注した工事等の件数は前年度と比較しまして、65件増の433件、契約金額は前年度と比較して319万9千627円増の2千563万1千154円であり、本年2月1日時点における登録者数は78名

となっております。

なお、平成25年度当初予算におきましても、小学校施設修繕、中学校施設修繕、市営住宅修繕等に要する予算を計上させていただいたところであり、実施にあたりましては、できる限り本制度を活用してまいりたいと考えております。

最後に、若者の仕事の確保についてでございますが、本市の農業は大消費地である首都圏に位置することから、市場出荷を主体に推移してまいりましたが、自らが生産した農産物を加工・販売する、いわゆる「第6次産業」に従事される方は極めて少ない状況にあります。しかしながら、生産だけではなく、加工から販売に至るまでを、主体的に取り組むことにより、新たな付加価値が生み出され、その結果「儲かる農業」が実現化され、あわせて雇用の促進にもつながるものと受け止めております。

若者の仕事の確保に通じるとして期待される「第6次産業」につきましては、「八街市指導農業士並びに農業士会」におきましても、調査・研究が進められており、市といたしましても、今後の事業展開のあり方などを含めた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 安全・安心の街づくりをについて答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の路線につきましては、住野十字路において、国道409号と県道富里酒々井線が交差することから、特に朝夕の交通渋滞が激しいことは十分認識しており、道路管理者である千葉県印旛土木事務所に対し、交通渋滞の解消と交差点内の安全を確保するため、交差点改良を要望しているところでございます。

また、県道富里酒々井線の酒々井町境付近の歩道整備につきましては、毎年、印旛土木事務所を通じ、翌年度における千葉県道路環境課所管の県単交通安全対策事業として要望しているところでございます。これらの要望について印旛土木事務所に確認したところ、現在においては、この路線についての整備計画はないとのことでした。しかしながら、県としても、住野十字路につきましては、酒々井インターチェンジの開通やアウトレットモールの開業により交通の流れが変わり、アクセスとして重要な役割を持ったため、今後の交通の動向を見ながら課題として検討していきたいとのことでありました。

なお、歩道整備につきましては、拡幅に伴う用地買収や建物等の移転が必要となることから、概ね用地確保が可能な状況にある危険箇所を優先的に整備する方針であるとのことでしたので、市といたしましても、要望は継続しつつ、県と協力しながら、事業実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、信号機の設置につきましては、千葉県公安委員会が、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから設置を行っております。市といたしましても、地域の要望に応えるべく、以前から佐倉警察署を通じ、千葉県公安委員会に設置要望を行っているところでございます。

本年度も5月15日付で、信号機の新設29カ所を含む要望書を佐倉警察署へ提出しているところでございます。ご指摘のありました、西林・吉野宅脇交差点におきましては、信号機のない一時停止の規制がされている交差点であり、市でも危険箇所と認識し、以前から佐

倉警察署を通じ、信号機の設置要望を行っております。市としましては、自動点滅式の道路鋸や、警戒標識、他にカーブミラーや道路標示、交通安全看板の設置などの対策を講じてまいりました。

なお、信号機設置に向けましては、交差点の改良等が必要となりますことから、今後、県の公安委員会と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、朝陽小学校脇、国道409号の交差点につきましては、現在、児童が安全に通学できるよう、押しボタン式の信号機が設置されております。しかしながら、大型店舗の出店等に係る交通量の増加に伴い、信号機の変更を含めた交差点改良を求める、市民からの要望が多いことも事実でございます。

なお、平成25年度には、現地測量を行う予定となっておりますことから、県の公安委員会と協議を重ね、信号機の変更等を見据え、実現可能な交差点改良の素案を作成してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私の持ち時間が全くなくなってしまいまして、1件だけ、お伺いしたいというふうに思います。

まず、市長の政治姿勢のところでの暮らしの問題、先ほど市長は、暮らし最優先の市政を進めるんだというような答弁をまずされました。そういった中で、市民が今本当に困っている問題としては、国保の問題であります。これは、特に限度額認定証の問題。これが発行されないために、多くの市民の皆さんが困っております。実際に、今、限度額認定証を発行されない対象の世帯は何世帯あるのか、お伺いしたいと思います。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。現在のところでございますが、12月現在の数値としまして、現状としまして、限度額認定証を交付できない短期被保険者証の交付世帯は2千231世帯、プラスの資格証明書世帯286世帯でございます。

○丸山わき子君

それにプラス資格証明書も国保の保険証も、もらえないと。そういう手続ができていない世帯が約1千世帯以上あるかと思います。そうしますと、国保に加入している約2割の方々が、この限度額認定証を手にする事ができない。大変これは市民の皆さんの命と暮らし、健康に関わる重大な問題であるというふうに思うわけであります。

先ほども紹介いたしましたが、母子家庭のように本当に必死で高い国保税を払ってきたけれども、もう払い切れない、自分も病院に行けない。倒れたときに、そのときに死なせてほしいと、そこまで市民の生活実態が、そのような状況になっている。こんな悲しい八街になっているわけですね。そういう意味では、保険料を滞納しているからということで、病院に行ったら本当に軽く入院する場合に軽減措置としてのこの限度額認定証を渡せるような、そういう体制をぜひ作るべきであるというふうに思います。先ほど国の制度であるから、そんなことはできないよということを言われました。今後、調査研究をするんだということも言わ

れました。既に函館市では、この認定証について滞納者に対して発行しているんですね。これは、この間もずっと紹介してきたところであります。これは滞納していても、今後誓約をする。きちんと滞納した分を計画的に納税していけば、この認定証は発行する。そういう誓約をすれば、認定証を発行するという制度をきちんと函館市では取り組んでいます。ぜひ、こういった点でも、八街市は特殊な状況にあるわけですから、2割以上の方々が本当に命、健康に関わって不安を持って暮らしている。そういう意味では、本当に安心して暮らせる街へとするために、市長の積極的な対応を求めたいというふうに思うわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁したところでございますけれども、この限度額適応認定証の交付につきましては、一時的に生活困窮、長期入院などにより、保険税の納付ができない場合も考えられることから、今後、交付基準等につきましても、先ほども答弁いたしましたけれども、しっかりと調査研究してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

ぜひ、積極的な対応を求めまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時05分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、湯浅祐徳議員の代表質問を許します。

○湯浅祐徳君

誠和会の湯浅でございます。久しぶりに登壇しまして、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、平成25年度の予算、そして2点目は協働の街づくり、3点目は子どもを育てる街づくり、そして4点目は道路問題であります。

通告に従って、早速質問に入らせていただきます。

まず、平成25年度の予算案でございますけれども、八街は財政が厳しい中で、大変苦勞して組まれた予算案であろうかと思います。昨年比を見ますと、2.8パーセントの予算案でございますが、まず1点目に平成25年度予算案からの施政方針について伺います。

そして2点目は、バイパス工事をはじめとする平成25年度の道路事業の具体的な計画を伺います。

そして3点目は、農業振興のための平成25年度の重点施策について伺います。

そして大きな2点目は、協働の街づくりでございます。行政が、あるいはまた市民が一体となってすばらしい街をつくるために、協働の街づくりを市はどのように考えておられるのか。

まず1点目に協働の街づくりについて進める上で、組織体制の確立について、市の考えを伺います。

そして大きな3点目は、子どもを育てる方針について。教育方針についてであります。明日を担う子どもたちのために、平成25年度の教育方針について伺います。

あわせて、②として、いじめの方策について伺います。

そして③として、体罰についての方策について伺います。

そして大きな4点目は、皆さんご承知のとおり、4月10日に酒々井のインターが開通し、そして、アウトレットが4月19日にオープンということでございますが、この点につきましては、先ほど丸山議員とかぶるところがございますけれども、まず、住野交差点からアウトレットの入り口まで、大変これは車も混雑することが予想されますけれども、この辺の道路整備はどう考えておるのか伺うところであります。

そして2点目は、これも先ほどの丸山議員とかぶりますけれども、朝陽小学校の改築工事に伴って、長く前からこの一般質問で出ておりまして、朝陽小学校の押しボタン式の信号でございます。何かお話を伺いますと、大分、地権者の方が前向きな話で検討されておるといような話も聞いておりますけれども、あの信号機についてどうなのか、伺うものであります。

そして3点目は、榎戸から旧パイオニア、あそこの交差点でございますけれども、私もあそこをよく通るんですけれども、本当に危険な場所で、あの辺の交差点の整備は考えておるのか伺います。

最後に県道から国道に昇格して、車の交通量も大分増えまして、街口あたりにかなり歩道もないし、U字溝の蓋が、がたがたになっておって、大分危険な箇所があるというような話も聞いておりますけれども、この辺の整備はどう考えておるのか伺うものであります。

以上で1回目の質問を終わりますが、明解なる答弁をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

代表質問2、誠和会、湯浅祐徳議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 平成25年度予算案について答弁いたします。

(1) ①ですが、本市では「八街市総合計画2005」を平成17年に策定し、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しております。

このような状況の中、迎える平成25年度の本市当初予算につきましては、現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成とすることとし、一般会計につきましては、199億1千500万円を、特別

会計につきましては169億4千463万4千円を計上させていただきました。

新年度当初予算に計上させていただきました事業につきましては、予算額の多寡にかかわらず、いずれの事業も市民の皆様に直結した重要なものであると認識しておりますが、「施政方針の重点について伺う」とのご質問をいただきましたので、6つの施策に分けて、主なものを説明させていただきます。

まず1つ目は「便利で快適な街づくり」のための施策についてでございます。かねてより榎戸駅を利用される多くの皆様方からご要望をいただいております「榎戸駅東口整備事業」につきましては、平成25年度からの2カ年事業として詳細設計業務を実施し、工事につきましては、平成26年の秋頃の着手を予定しております。東口が整備されますと、榎戸駅を利用される方の利便性が向上するとともに、安全性の確保にも貢献できるものと期待しております。

また、本年4月に予定されております東関東自動車道「酒々井インターチェンジ」の開通や「酒々井プレミアム・アウトレット」のオープンにより、市民の皆様の利便性の向上が期待される反面、既に慢性的な渋滞を引き起こしております住野十字路を含む周辺地域における交通渋滞の発生が懸念されております。これらの問題を解決するためには、国道・県道の拡幅工事や交差点改良工事などが必要になることから、今後も国・県及び各関係機関等に対する要望活動を継続的に、そして積極的に実施してまいりたいと考えております。

2つ目は「安全で安心な街づくり」のための施策についてでございます。

一昨年発生いたしました東日本大震災の経験を踏まえ、現在、警察官、消防署員、学識経験者など30名の方たちで構成されます「八街市防災会議」において、「八街市地域防災計画」の見直し作業が進められております。この作業にあわせまして、災害時に備えるための防災備蓄倉庫や備蓄用資機材の整備を継続的に進めるとともに、災害時援助協定を取り交わしました千葉黎明高等学校や民間事業者など13団体との連携を密にしながら、万が一、災害が発生した際には市民の皆様の安全確保を第一に、適切な対応ができるよう万全を期してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様の生命と財産を守る上で欠くことのできない非常備消防を充実するための予算や耐震診断及び耐震改修に対する補助金などにつきましても、引き続き、計上させていただきます。

3つ目は「健康と思いやりにあふれる街づくり」のための施策についてでございますが、これまでも、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者等訪問業務や緊急通報装置設置管理事業などを実施してまいりましたが、さらに昨年12月からは、高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者のご協力による、八街市高齢者見守りネットワーク事業を新たに開始したところであり、早々、市民の方から感謝の手紙をいただくなど、多くの方々から高い評価をいただいております。

また、中学3年生までの医療に要する費用を助成するための子ども医療費助成事業につきましては、利用者の利便性に配慮し、昨年12月から受給券発行による現物給付方式を導入

させていただいたほか、未熟児の養育医療に要する費用を支給するための未熟児養育医療事業を新規に計上させていただきました。

4つ目は「豊かな自然と共生する街づくり」のための施策についてでございます。

現在、平成24年度からの継続事業として、大池第三雨水幹線整備工事を実施しておりますが、同工事につきましては、日本下水道事業団からの発注により、昨年12月に2社で構成されます特定建設共同企業体との契約を締結いたしました。この幹線が完成することにより、八街東小学校周辺や八街駅北側地域などで発生しておりました冠水問題が解消され、安全で住みよい街づくりに貢献できるものと期待するところでございます。

また、住宅リフォーム補助事業や家庭用小型合併処理浄化槽設置事業などに係る予算につきましても、これまで通り計上させていただいております。

5つ目は「心の豊かさを感じる街づくり」のための施策についてでございますが、かねてからの懸案事項でありました朝陽小学校校舎改築事業につきましては、平成25年度からの2カ年事業として工事を予定しており、平成26年度の3学期からは新校舎での授業が開始できるものと見込んでおります。

この他、特別に援助や配慮が必要とされる園児、児童・生徒の安全確保及び園や学校における生活への適応を補助するための教育補助員配置事業を新規事業として計上させていただきました。

6つ目は「活気に満ちあふれる街づくり」のための施策についてでございます。

本市の基幹産業であります農業の経営者が、高品質かつ安定的な生産を図るための施設導入補助金などを含みます、輝け千葉の園芸産地整備支援事業に関する予算を計上させていただきました。

また、八街市優良特産落花生業者会が主体となり、本年1月21日から受付を開始いたしました、郵便カタログ販売によります八街産落花生の注文販売につきましては、既に3千件を超える申し込みがあったとの報告を受けており、市といたしましても、さらなる成果を期待するとともに、本市活性化の一翼を担うものとして、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたとおり、平成25年度の市政運営にあたりましては、八街市の置かれております現状を十分理解した上で、誰もが住んでいてよかったと思える街づくりを目指した施策に重きを置き、限られた財源ではございますが、より効果的な運営ができればと考えております。

次に（1）②ですが、県では、八街バイパスの早期開通に向け、用地の取得に努めており、また工事にあたっては、排水施設整備が必要不可欠であることから、平成24年度には、測量調査を実施しております。

平成25年度は、残る用地の取得に努めるとともに、工事実施に向け、文化財調査あるいは排水施設の設計などを予定しております。

また、用地取得が完了した区間について、優先して工事を行うなどの検討を実施したいと

聞いております。

続いて、市の道路事業につきましては、市道１０２号線、１１４号線、１１６号線、２１０号線の４路線において、国の補助事業として社会資本整備総合交付金を活用し、舗装改良工事を実施する予定でございます。

また、平成２２年度から実施しております四木２８号線の歩道整備を伴う道路改良工事は平成２５年度が最終年度でございまして、これにより１１６号線から八街南中学校方面への延長約５６０メートルの区間において、整備が完了いたします。

このほか、舗装の老朽化が激しい路線や小規模な舗装の補修工事につきましては、道路状況を見ながら実施していく予定でございます。

次に、③ですが、本市の農業は消費者に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成など、多面的な機能を担ってまいりました。しかしながら、現在の農業を取り巻く環境は、都市化の進展、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、農家と農地の減少が進んでおり、持続可能な農業を実現する対策が急務であると考えております。

そこで、平成２５年度におきましては、農業者の高齢化と担い手不足に伴う耕作放棄地の解消対策及び農用地の利用集積を円滑に推進するため、農用地の賃借人に対し、農用地利用促進奨励金を平成２４年度に引き続き交付してまいるとともに、北総中央用水事業では、既に用水の供給がされている沖、西夕、滝台地区のほか、平成２５年度には新たに五区及び神田地区において用水の供給が予定されているところでございますので、農地の利用集積とあわせ農業経営基盤の強化を図ってまいります。

また、園芸・農産部門では、輝けちばの園芸産地整備支援事業を活用した、機械化・施設化による生産体制の確立に対する支援につきましては、平成２４年度と比較しますと、約３倍の予算を計上いたしました。さらに、環境に優しい農業を実践するために、土づくり等の持続型農業への取り組みに対する支援や後継者対策といたしましては、新規就農される方が農業を始めてから経営が安定するまでの間、最長で５年間、年間１５０万円を給付する、青年就農給付金を給付し、新規就農者の定着を図ってまいります。

また、畜産部門では、優良素畜等の導入や飼料自給率の向上による安定的経営発展を進めるための支援を引き続き図ることとしております。

このような施策を重点的に進めることにより、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．協働の街づくりについて答弁いたします。

(１) ①ですが、協働の街づくりについては、八街市総合計画２００５において、第１次基本計画及び第２次基本計画とともに八つの街づくり宣言のうち「七の街めざします！市民とともにつくる街」において「市民と行政の協働の推進」として掲げ、施策が目指す基本的方向としては、「市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働型の市政を実現し、次の世代に引き継ぐ街づくりを進めます」としています。

市では、平成２２年度に「八街市協働のまちづくり職員研究会」を設置し、本市で実施している協働型事業の洗い出し、区等への実態調査などを実施するとともに、他団体における協働等の事例を含め、調査研究を行っているところであります。

また、平成２２年度、平成２３年度事業として、千葉大学法経学部准教授関谷昇先生を迎え、市民講演会、職員研修会を開催いたしました。関谷先生には、平成２３年度から「協働のまちづくりに係るアドバイザー」にも就任いただいております。平成２４年度においては、職員研修会を開催するとともに、市民向けの新たな試みとして、全８回にわたる「協働のまちづくり市民講座」を６月から毎月開催してきました。講座には、関谷先生をはじめ、ＮＰＯの代表者やボランティアなど、さまざまな分野で市民活動を実践されている方をお招きして、活動内容や事例などについてお話しいただき、市職員や市民の皆様方と協働に関する知識を深めていただく場や機会として開催したところであり、１月３０日をもって全８回を終了いたしました。

さらに、先般２月７日には、市民講座に参加されました方々の意見交換の場として、「協働のまちづくり市民講座」参加者懇談会を開催いたしました。市民講座を２回以上参加された市民６５人の方に通知をし、あわせて職員研究会等市職員２５人を含め、合計９０人の方を対象としましたが、そのうち５０人の参加がありました。参加されました方々は熱心に発言され、活発に意見交換が行われたところでございます。協働のテーマでもある、市民自らが問題意識を持ち、その解決のために市民活動を推進していくこと。また、市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働型の市政の実現に向け、市民と行政のパートナーシップの構築による次の世代に引き継ぐ街づくりが必要と認識しております。

また、本市における協働の街づくりに関しての方向付けをする意味からも、協働の仕組みづくりとして、市民と行政との適切な役割分担の手法等、協働の街づくりの基本的なルールを定めることにつきましても、市民の皆さんとともに検討していく必要があると考えております。

現在のところ協働に関する事業等の所掌事務は、企画課で担当しておりますが、全庁的に取り組むべき課題であり、市民参加を推進する上からも、今後、市民活動を支援する組織体制の充実について、検討を行う必要があると考えております。

次に、質問事項４．道路問題について答弁いたします。

（１）ですが、代表質問１．丸山わき子議員のご質問でも答弁いたしましたとおり、現在のところ、ご指摘の県道富里酒々井線の整備計画はございません。しかしながら、市といたしましても住野交差点の改良や県道富里酒々井線の歩道整備の必要性は十分認識しておりますので、要望は継続しつつ、県と協力しながら、積極的に事業実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、ご指摘の交差点につきましては、以前から安全性を確保するために、改良のご要望を受けているところでございます。そのような中、現在進めている朝陽小学校の校舍改築事業の中で、将来の交差点改良計画の際に、建物が道路予定地にかからないよう

教育委員会と協議を行ったところでございます。

なお、平成25年度には、現地の測量を行い、県の公安委員会との協議を重ねながら、実現可能な交差点改良の素案を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に（３）ですが、ご指摘の箇所は、市道102号線と住野14号線及び住野16号線の交差点で、そのうち路肩の欠損が激しく、車両のすれ違いが危険であった住野14号線において、今年度、用地を取得し、拡幅工事に着手したところでございます。

また、この交差点につきましては、酒々井インターチェンジの開通やアウトレットモールの開業による交通量の増加が見込まれる箇所でございますので、今後の交通の動向を見ながら、さらなる改良について検討してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、国道409号の整備状況につきましては、ご指摘のように、特に市街地において道路側溝も含めて改修が必要な箇所が多く見受けられるのが現状でございます。このようなことから、今後は千葉県印旛土木事務所に対して、点検パトロールを今以上に実施していただき、側溝等の改修を実施していただくようお願いしたいと考えており、市におきましても危険箇所を発見したときは、県と協力しながら、改善に向け努力してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 子どもを育てる街づくりについて答弁いたします。

（１）①ですが、平成25年度八街市教育施策といたしまして、「子どもの教育・健全育成の充実」「自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進」「市民文化の創造と継承」「豊かな心を育む交流の推進」を重点目標と定めます。この施策を具現化する主な事業といたしまして、県の緊急雇用創出事業を活用した「教育補助員配置事業」により、幼小中学校の教育活動に伴い必要な要員の配置を行います。

また、長欠・不登校問題の解消に向け、学校教育相談員の配置をするほか、新事業として、学校保健課題解消支援事業で、「心の健康」に取り組むことにより、学校保健の方向からも、長欠・不登校問題との連携を図ります。

青少年健全育成を推進するため立ち上げた「八街っ子サポート連絡協議会」のさらなる充実により、家庭・地域・学校の連携を図ってまいります。

次に、②ですが、いじめにつきましては、これまでも「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であるとの認識のもと、日頃から、未然防止及び早期発見に努めてきたところであります。各学校においては、いじめ調査を毎学期継続して実施することで早期発見の一助としてまいります。

また、相談機能を充実させ、児童・生徒の悩みを積極的に受け止めることができる体制整備を進めております。いじめや、いじめに発展するような事案が確認された場合は、情報収集を第一として、事実関係の把握を速やかに行うようにしています。保護者等と連携して対応するように努め、必要があれば関係機関に協力を依頼するなど、いじめは絶対に許さない

という姿勢をもって対応しております。

今後もしじめ問題の取り組みが、さらに徹底されるよう継続して対応してまいります。

次に、③ですが、今日、全国的に教育現場やスポーツ指導の現場における体罰が問題となっております。八街市においては、学校教育法第11条ただし書きにいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならないとの認識をもって対応しております。校長会・教頭会の都度、体罰の厳禁について指導し、各学校における体罰に頼らない指導方法の確立、あらゆる場面での体罰厳禁の指導徹底を図っているところです。各学校では、教員等が児童・生徒理解を深め、児童・生徒に考えさせるよう心がけていくことで、体罰に頼らない指導に努めております。今後も児童・生徒の指導にあたる際には、いかなる場合においても、身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える体罰を行ってはならないとの認識を持ち、指導の徹底を図ってまいります。

○湯浅祐徳君

答弁ありがとうございました。それでは、自席にて何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目は新年度予算の件でございますけれども、昨年比2.8パーセント増の予算でございますが、行政改革、あるいはまた見直しがあつてのことかと思いますが、まず、その見直しの努力点について伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

行革の取り組みということでございますけれども、ご承知のとおり平成24年度におきまして、次年度予算に関して事業評価を行うということで進めてまいりました。これは1次から3次までの評価を行うという形で行ってきたわけでございますけれども、まず、第1次評価は各部課の中で評価をします。その評価に基づいて2次評価を行っていくということで行いましたけれども、この2次評価につきましては、行革の推進室、それから財政課、それから行革の幹事会で改めて点検を行いました。この点検を行った結果、今年度につきましては297の事務事業について検討の課題、それから削減案等を示して、改めて各課等と協議を行いました。この結果を取りまとめて行革の推進本部会議で対象となりました297の事業全てについて議論をして、方針を決定いたしました。この削減可能額につきましては、先ほど市長答弁がございましたけれども、平成24年度当初予算額に対しまして、一般財源ベースで約1億9千200万円ということで、これを予算編成に反映させるということにいたしました。

この主なものを申し上げますと、例えば上水道事業の営業対策費補助金であるとか、千葉県交通災害共済の掛け金であるとか、障害者手帳の交付、診断料等の助成費、それから、はり・きゅう・マッサージ等の施設利用の助成費、それから中小企業金融対策、それから融資預託金、資源回収実施団体奨励金、こういったことなどにつきまして、こういった事業、事務事業などにつきまして、それぞれ縮小あるいは廃止することが決定されたところでございます。

なお、この事務事業の見直しによっても、要求ベースで約20億円程度の財源不足、この

額が生じるということになりましたので、これとは別に予算協議ということで行ったわけですが、この予算協議にあたりましては、義務的経費以外の経費については、平成24年度の当初予算ベースで20パーセント削減をすることなどについて、改めて通知をするとともに、当初予算要求されました事業のうち、特に72の事務事業について各部長等、これを一堂に集めて幹部協議を行いまして、市全体としての方向性として予算を確保すべきものであるとか、削減・廃止をするべきものなどを決定して、最終的に当初予算をまとめ上げたというようなことでございます。

先ほど申し上げた幹部協議の対象となった72の事業のうち、削減・廃止となったものにつきましては、職員組合の福利厚生事業の補助金であるとか、生ごみ処理容器等の購入費補助金であるとか、家庭用の小型合併処理浄化槽設置事業補助金であるとか、学校プール開放事業管理事業費などでございます。

○湯浅祐徳君

ありがとうございます。執行部の苦労はよくわかります。

続きまして、2点目の再質問をさせていただきます。道路事業についてであります。これから新年度に向けて、平成24年、25年にかけて、北村市政におかれましては、精力的に取り組んでおられまして、しかしながら、まだまだ八街の道路はたくさん悪いところがございます。まず、道路事業を最優先課題として取り組んでいただきたいと、まず思います。また、これから基本計画上、道路事業の目標をどのように考えておられるのか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

市の方針としましては、まず、幹線道路を重点的に舗装改良等を実施してまいりたいと考えています。そうしたことから、平成24年度におきましては、四木線の116号線、また富山交差点から水道課へ向かいます102号線。また、平成25年度におきましては、新しく向台の交差点から四木に向かう210線、また、笹引小学校前の114号線につきまして、舗装の改良等を実施していく予定でございます。こういった幹線道路から国の補助金をもらって実施してまいりたいと考えております。

また、その他の道路につきましては、舗装等が部分的に壊れているところにつきましては、その都度、対応してまいりたいと考えております。

○湯浅祐徳君

ありがとうございます。実は、私の地元の行政区も、道路部会という部会が区議会でございます。道路河川課に要望書をたくさん上げておるようでございますけれども、なかなか道路の方の工事ができないというような話で、お金がなくてできないというような回答をもらっておるようでございますけれども、もう少し頑張って八街の道路もよくしていただきたいと思います。

続きまして、もう1点、再質問をさせていただきます。

次に、バイパスの工事でございますが、関係区民から大東区地先のバイパスのように、できるところから始めてほしいというような声もあるようでございますが、県の動きを見てい

るだけではなく、もう少し強く要望して、それと、実は先般、10日前に山本県議や担当課と、このバイパスの件で話し合ったというような話も伺っておりますけれども、この辺のところは、行政の方も話は聞いておるとおもいますけれども、そこら辺のところを伺いたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

バイパスにつきましては、今現在、ご承知のように用地買収につきましては、約92パーセントでございます。平成25年度につきましては、市長答弁にもございましたけれども、残る用地の取得に努めるということでございます。それにあたりまして、どうしても流末が必要となりますので、県の方では今年度、流末の設計をしております、平成25年度につきましては、それに沿って設計をするということでございます。まず、用地買収が済んだところにつきましては、部分的にでも工事ができるような形で県の方も検討していくということでございました。

○湯浅祐徳君

今一部、開通しまして、国道409号までの買収は済んでいないのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今現在、道路が開通しております成東酒々井線から国道409号までの間につきましては、概ね2軒の方のところは未買収でございます。

○湯浅祐徳君

1日も早く買収を済ませて、できることなら国道409号までつないでいただければありがたいと思います。

次に、八街市の基幹産業でございます農業振興について、質問をさせていただきます。今回、安倍内閣もありがたいことに、農業を成長分野と位置付けて大幅な予算も組んでくれるようなニュースも見ておりますけれども、八街市も、もう少し力強い農業、この辺のところはやはりどうしても行政の方で本腰を入れていただかないと、なかなか力強い農業はできないかと思うんです。力強い農業にすれば、後継者も増えるし、あるいはまた市の税収も上がるのではないかと考えます。そこで、もう少し大胆な施策が欲しいと思いますが、この辺のところはどうか、伺いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

大胆な施策ということでございますが、当然、今回、安倍内閣で農業の戦略ということで、市といたしましても、補助事業等を活用するということは当然でございます。現在、八街市で力を入れておるところといたしましては、とにかく八街のニンジンをはじめとする農産物、これのPRについて、現在、力を入れております。これで、八街の知名度のある落花生を利用いたしまして、そこら辺に付随した八街産の野菜のPR。それから、耕作放棄地対策といたしまして、農用地利用促進奨励金ということを活用しまして、耕作放棄地の対策と。それから、パイプハウスなどの施設整備ということで、今回、平成25年度につきましても、昨年度に比べまして、約3倍の予算をいただきました。

それから、平成24年度につきましては、たまたま該当いたしませんでした、新規就農者につきましては、現在、相談を受けている方が3名おりまして、この方が国の新規就農支援制度に合致するというので、平成25年度につきましては、3名の方にこの支援の給付ができるのではないかということで、予算化をさせていただきました。

なお、そのほかにも、2名の方から、現在、相談を受けております。ですから、これにつきましても、条件が整えば補正予算で、また対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、後継者対策といたしましては、やはり後継者の配偶者対策ということで、これは昨年はJAさんで行いました婚活事業ということで、これは新聞等にも取り上げられましたが、めでたく結婚まで、ゴールインまでした方が1組いらっしゃいました。やはりこういうことを考えますと、昨年は商工会議所等でも行いましたけれども、農業だけではなくて、八街市として、やはり商業・農業の後継者の配偶者対策というものについてもやっていかなければいけないということで、現在のところ取り組んでおるところでございます。

○湯浅祐徳君

答弁ありがとうございました。八街の場合、基幹産業は農業でございますだけに、やはり力強い農業を作るには、もう少し行政の方も本腰を入れて大胆な施策をしてほしいと思います。よろしく願いを申し上げます。

次に、協働の街づくりについてであります。実は先日、私ども誠和会で鹿児島県の霧島市へ行ってまいりました。霧島市さんでは、やはり、まちづくりというような研修を受けてまいったわけでございますけれども、霧島市さんの場合、いろいろ勉強して帰ってきたんですけれども、それぞれ89区の地区がございまして、まちづくりの計画書を作成し、市の職員が、これまたまちづくりのサポーターとして、行政の情報提供や、あるいはまた資料の作成等、これを職員の皆さんが手伝って、いろいろ話を伺っていたんですけれども、こういう形で行政もやはり知恵を出して頑張っていないと、すばらしい街はできないのかなと思って、勉強して帰ってきたわけでございますけれども、行政の方で、もう少し具体的に組織の体制の確立というのを、先ほど答弁いただきましたけれども、本腰を入れるようなあれはないのか伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、市民協働、かなりクローズアップされているということもあります。当然、社会情勢とか、市民要望、これが多様化している中では、市の行政組織、機構、それに呼応した体制として整備をしていくということは、当然、必要であろうというように考えているところでございます。

今ご質問にありましたように、市民協働、これが非常にクローズアップされている中で、これに関連する組織、あるいは企画・政策・立案部門、これの充実、こういったことも求められているのではないかというように思っておりますが、ご指摘のとおり、なかなか本市の組織体制、それに追いついていないという実態があるということは、認識はしている

ところでございます。ご承知のとおり行革も含めて、職員の定数を抑制しているということの中での組織改編ということになりますけれども、特に課を新設するということになりますと、当然、統廃合、スクラップアンドビルドをしていかなければならない。この辺を基本にしながら、極力、全体での増員を招かないような中で行わなければならないというように考えております。例えば、今、テーマになっています街づくりであるとか、協働といったこと、こういった広い視点から組織を作っていくということになりますと、なかなかこういった事務を所掌していくかといった事務の内容とか、人員の配置をどのくらいにしたらいいかというようなことの考え方、これを整理していくなどとなりますと、少し時間はかかるのかなと。検討の課題は多いのかなというふうに思っているところでございます。とは言いながらも、新しい行政課題に対応していく組織を作ることについては、これは避けては通れない課題であるというふうに思っております。私も総務部の中で、こういった組織づくりについて、早目に結論を出すようにというようなことで指示をしてございます。また、市長の方からも、当然、そういう指示をいただいておりますので、できるだけ早い時期に、そういった組織が実現するように検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○湯浅祐徳君

答弁ありがとうございました。行政、あるいはまた地域が一体となって、住んでよかった八街にというような街づくりを心がけていただきたいと思います。

次に、教育問題について1点伺います。今、小中学校も授業時間や学習内容が増えた中で、学校現場は大変、今、忙しいような話も聞いております。先生方も少ないようなことも耳にしますが、その辺のところの実情はどうか。教育長に伺いたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

議員さんのおっしゃるとおり、学校現場は多忙になってきているということは言わざるを得ないというふうに考えております。その多忙化の中で、どのように勤務していくのか。児童・生徒たちに対応していくのか。例えば1つの例としては、毎週水曜日は残業をしないで帰りましょうとか、月曜日は部活動をなしにして、学年会議を開きましょうとか、そのようなことで、本来の業務に付ける、教科指導に付けるような、また、児童・生徒に対応する生徒指導上の問題が話せるような、そういうふうな時間も工夫しながらとっているという現状があります。以上です。

○湯浅祐徳君

ありがとうございました。先ほど、いじめ、体罰は報告がないということでございますけれども、これはあつては大変なことでございますし、教育委員会の方で目配り、気配りをさせていただきたいと思います。

次に、もう1点質問させていただきます。道路問題でございますけれども、酒々井、先ほど答弁をいただきましたけれども、これはかなり交通量が増えて混雑することも予想されますが、県や関係地権者と話し合って、何とか対策または整理ができないものか。この辺のところをもう一度聞きたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

ご指摘の住野交差点につきましては、県の方も十分交通混雑をするということは認識しております。市といたしましても、交通の渋滞の緩和のために、今後とも引き続き県に要望してまいりますが、市としてできることも全面的に協力して実施してまいりたいと考えております。

○湯浅祐徳君

答弁ありがとうございました。１２時２分前です。お昼でございますので、これで終わります。以上です。

○議長（中田眞司君）

以上で、誠和会、湯浅祐徳議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中でありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は１時１０分から再開します。

（休憩 午前１１時５７分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（中田眞司君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に報告します。

林政男議員より一般質問参考資料の配付依頼があり、許可したので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、公明党、新宅雅子議員の代表質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。公明党を代表いたしまして、４項目にわたり質問をいたします。

平成２５年度の一般会計当初予算は、学校給食センター事業特別会計を一般会計に組み入れたことにより、３億３千６６５万２千円の増を含む１９９億１千５００万円、前年度予算と比べ、５億３千５００万円、２．８パーセントの増となっています。しかし、市民税は長引く景気の低迷により、ほぼ横ばい状態。その一方で、扶助費、約１億円、６パーセント近くの伸び。そして、高齢化に伴う社会保障費などの義務的経費が年々増加しています。

そこで伺います。

要旨（１）義務的経費が増加傾向にあり、市税収入が伸び悩んでいる中、歳出削減、歳入

確保にどのように取り組まれたか伺います。

要旨（２）廃止・縮小した主な事業は何か。

要旨（３）拡充・増額した主な事業は何か伺います。

要旨（４）本年度の市債残高の状況はいかが伺います。

次に、質問事項２．電気料金について質問いたします。

従来、電力小売市場は、地域の電力会社に地域独占が認められていました。しかし、制度が改革され、電力小売市場が自由化されました。高圧の電力需要家、市町村もその中に入りますが、２００５年（平成１７年）４月から民間のＰＰＳ「特定規模電気事業者」から電力を購入することが可能になりました。電気の大口使用者は、経済性やサービスの観点で電気の小売業者を選択し、料金についても交渉次第で決定できるようになりました。東日本大震災の影響を受けて、平成２４年４月から電気料金値上げが決定されたことから、財政負担の軽減が期待できるＰＰＳへ、契約先を変更する地方自治体が増えています。八街市にとっても電力コストの削減は、喫緊の課題であると考えます。

そこで質問いたします。

要旨（１）電気料金値上げにより、本市の負担の増額、電気料金全体はどれほどになるか伺います。

要旨（２）ＰＰＳ（特定規模電気事業者）の導入で、電気料金の大幅削減を提案するのかが伺います。

次に、質問事項３．街づくりについて質問いたします。

ご存じのように、昨年、八街市は高齢化率が２０パーセントを超えました。今後、高齢化の問題は絶対に避けては通れません。これからの日本は、急激にそして確実に高齢化が進んでいきます。団塊の世代が６５歳になり、現役を退いて、今後、約５年間は地域で活躍の場を求める人が増えると思われます。２０２０年代になると団塊の世代が順次後期高齢者になります。現状のままでは高齢人口の増加は要支援、要介護の増加に結び付くことが懸念されます。要支援や要介護を必要とする高齢者らを減らすための取り組みを進めると同時に、支援・医療・介護が必要でも、住み慣れた地域で生活できる街づくり、いつまでも在宅で、安心した生活が送れる街づくり、いつまでも元気で活躍できる街づくりの具体化が喫緊の課題と考えます。

本市では、総人口が微減にもかかわらず、高齢者人口は確実に増加しています。今や八街市に限ったことではありません。全国的な問題ですが、今後、生じる問題点の１点目は市民税の減少です。定年退職をして長くなればなるほど担税力は減少します。

そして２点目、さらに医療費が増加します。高齢になれば、どこかしら体に異常を来すのは本来自然なことです。

３点目、介護保険の利用の増加です。介護保険料を上げるにも限界があるはずです。衆知を集め、高齢化の問題をとおした街づくりの方針を近い将来、明確にしなければならないと考えます。

昨年３月に介護保険課で作成した「八街市高齢者福祉計画」では、平成２６年には、高齢化率が２３パーセントに、そして平成２９年には２６．９パーセントに達すると予測しています。高齢化社会の問題は、経済問題が中心です。社会保障制度の持続を揺るがしかねない大きな問題です。

今、私たちにできることは何だろう。今すぐ可能なことは何だろうと考えたとき、元気な高齢者多いことは幸せだ。高齢者の経験と能力を最大限に活かせる「街」はとてすばらしいと考えます。

そこで、ご質問いたします。

要旨（１）昨年、高齢化率が２０パーセントになった本市も高齢者の経験と能力を積極的に活かしながら、地域全体で「長寿社会」をリードする「街づくり」の方針を決定すべきと考えるがいかがか。

要旨（２）生きがいと意欲を持って元気に長く働く高齢者であるためにも、介護ボランティアポイント制度の導入を提案するがいかがか。

次に、質問事項４．電算整備事業について質問いたします。

情報管理課の事業は表面に出ずに目立ちませんが、全ての事業の縁の下での力持ち的存在です。昨年から徐々にデータ移行業務を行い、平成２５年、本年１月から本格稼働と認識しております。電算管理費は高額です。本格稼働して２カ月近くたちますが、トラブルは発生していないか伺います。

要旨（２）停電時の対応を伺います。

要旨（３）新システムに対する現場（各課）の職員の研修は終了したのか。または、順次行っていくのか伺います。

以上で第１回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

代表質問３、公明党、新宅雅子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．新年度予算について答弁いたします。

（１）ですが、昨年作成いたしました中期財政計画におきまして、義務的経費は若干の増加はあるもののほぼ横ばいに、また市税につきましても、ほぼ横ばいに推移するものと推計しております。しかし、社会の急速な変化に伴い、多様化していく市民ニーズ全てに対応することは、さらなる厳しい財政状況を招く可能性があります。

また、今後予定しております大型事業等への対応も含め、平成２５年度予算をはじめ、厳しい編成を行い、加えて硬直化した財政状況の改善に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、直面している財源不足の解消に向け、行財政改革推進本部を中心とした、抜本的な事務事業の改善や継続的な見直しによる歳出の縮減、また、新たな財源の確保に取り組んでおります。

最初に、歳出の削減の取り組みといたしましては、全事務事業について行政の果たすべき

役割の見直し、有効性、効率性の観点などから、その必要性について検討を行い、また、行政の関与のあり方やサービスの提供方法の見直しを行いました。対象とする事務事業としては、事業経費が必ずしも市民生活に不可欠とは言えない事業。また、必要性が低下したり他事業での対応が可能であるなど効果が薄れている事業。その他、数年間休止しても、市民生活に大きな影響を与えない事業や近隣市町での実施が少ない事業などがございます。

次に、歳入確保の取り組みについてでございますが、自主財源の確保につきましては、根幹である市税徴収率の向上が重要であるとの認識のもと、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めております。

また、新たな財源確保や経費節減を図ることを目的に、公共施設、ホームページ、広報紙等、あらゆる資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載する広告事業に取り組んでおります。さらに、平成25年度当初予算におきましては、行政財産の適正な管理を行うという観点から、職員の通勤自動車を駐車する場合に有料にて使用許可を与えることとし、また、飲料水等自動販売機の設置につきましても、賃貸借契約による行政財産の貸付に切り替えることにしております。

今後も、事務事業の改善を進めるとともに、効率的な財政運営の方向性を確立し、重ねて歳出の縮減も含めた、継続的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に（２）（３）ですが、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成25年度当初予算におきまして、前年より縮小、廃止した主な事業は、福祉課で行っております、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付等診断書料助成について、近隣市との状況を比較検討した結果、取得費助成額の上限を3千500円としていたものを、2千500円に変更いたします。同じく福祉課で行っております、はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成について、利用頻度について検討した結果、1千円の助成券を24回配布していたものを、1千円の助成券を12回配布することに變更いたします。

次に、環境課で行っております資源回収実施団体奨励金については、リサイクル意識の定着が見られることから、1キログラム4円であったものを2円に変更いたします。

また、生ごみ処理容器等購入費補助金についても、意識が浸透していると思われるため、補助を廃止いたしますが、引き続き啓発活動は続けてまいります。

同じく、環境課で行っております、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金のうち、浄化槽の新規設置分については、設置することが義務となっていることから、その補助を廃止いたします。

次に、教育委員会において、学校開放推進事業として行っております夏期プール開放について、管理形態が法により一層の安全性を求められること及び利用者数の状況から、開放日数を36日間から20日間に変更いたします。

次に、各中学校に配置しておりました学力向上推進委員については、当初より事業期間が平成24年度までであったため廃止となりますが、これにかわり、平成25年度は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を利用し、教育補助員配置事業として、八街っ子サポータ

一支援員事業を引き継いだ形態による支援を行ってまいります。

一方、拡充、増額した主な事業といたしましては、平成25年度、26年度の継続費として、朝陽小学校校舎及び体育館等の改築工事に係る経費。また、榎戸駅利用者の安全を確保し、加えて利便性の向上を図るため、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化のための詳細設計業務に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

そのほか、普通建設事業といたしましては、道路整備事業、中央公民館整備事業なども増額計上としております。

次に、児童家庭課におきまして、保育園待機児童の解消を図るため、平成25年度開設予定の「八街かいたく保育園」の運営委託費などを新規計上しております。

次に、健康管理課におきまして、北総地域の中核病院として機能の充実と強化を目的に、成田赤十字病院に対する病院医療機器整備事業補助金を新規計上いたしました。

また、子ども医療費助成事業費につきましては、平成24年度からの制度改正も加わり、児童医療費助成事業の減額を加味いたしましても、約8千400万円の増額となっております。

なお、県が窓口となり事務を行っておりました未熟児養育医療事業につきましては、健康管理課にて手続をすることができるようになります。

次に、防災課において整備充実を進めております避難場所整備事業費について、東日本大震災復興基金を利用し、災害対策用品の充実を進めてまいります。

なお、増加傾向にある社会保障関連経費につきましては、生活保護費において約1億円の増、障害者福祉費において約5千800万円の増となっております。

次に（４）ですが、平成23年度末の市債残高は、195億5千692万6千円となっており、そこに平成23年度から繰り越した財源分として1億6千900万円と平成24年度発行見込額16億7千720万円を加算し、平成24年度中の償還元金22億5千762万3千円を差し引きますと、平成24年度末現在高は、191億4千550万3千円の見込みとなります。平成23年度末と比較いたしますと、4億1千142万3千円、2.1パーセントの減となります。

次に、質問事項2. 電気料金について答弁いたします。

（１）ですが、平成25年度の一般会計に係る電気料金につきましては、前年度と比較しまして、2千881万9千円増の2億3千363万6千円を予算計上しております。増加額の大きな施設といたしましては、クリーンセンターが1千927万2千円の増、防犯灯が平成24年度新設分を含め、516万1千円の増、小中学校で157万6千円の増となっております。

次に（２）ですが、平成24年12月議会で川上雄次議員に答弁しておりますとおり、現在、発注方法や契約内容を検討しているところであり、平成25年度中に特定規模電気事業者から見積もりを徴収し、財政負担の軽減に努めたいと考えております。

次に、質問事項3. 街づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、本市では、平成24年3月末に65歳以上の人口が20パーセントを超え、市民の5人に1人が高齢者となり、本格的な高齢化社会を迎えております。この中には、介護が必要な方もいらっしゃいますが、まだまだ、お元気で、地域でご活躍されている方も、たくさんいらっしゃいます。市シルバー人材センターでは、就労意欲のある高齢者が、技能・技術・経験を活かし、さまざまな仕事に取り組み、地域でご活躍されています。ボランティア活動に取り組まれている方もおり、施設入所者のおむつたたみや、朗読ボランティア、福祉まつりなど、社会福祉協議会の行事を手伝っている方もおります。

各地区では高齢者学級を開催し、高齢者が、その年齢にふさわしい社会的能力を高めるため、高齢者が抱えているさまざまな問題を学習し、生きがいや活力を持って、豊かな高齢期を過ごすことができるよう取り組まれています。

中央公民館では、60歳以上の方を対象とした生きがい短期大学も開催されております。

今後も、高齢者の豊かな経験、豊かな能力が活かせる場を提供し、高齢者が健康で生きがいを持ち、また高齢者の尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる街づくりを目指し、現実を踏まえ、次期総合計画を策定してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行うことは、施設等の運営に寄与するのみでなく、ボランティア活動をする高齢者自身の生きがいづくりや、ひいては介護予防にもつながるものと考えられています。

高齢者が生きがいや意欲をもって活動する場の1つとして「介護ボランティアポイント制度」を導入している市町村もございますが、ポイントの有無にかかわらず、純然たるボランティアとして、自発的に無償で活動している高齢者も多く、福祉施設を活動の場としているボランティア団体も多数存在すると聞いております。介護支援ボランティアの導入につきましては、第5期計画期間中に導入した場合の課題・効果等を事業実施に係る財源も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 電算整備事業について答弁いたします。

(1) (3) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

総合行政情報システムの更新にあたりましては、昨年7月にデータの仮移行を行い、データ検証、システム検証及び運用テストを実施し、あわせて、関係職員の操作研修を行い、本年1月4日から新しいシステムが本稼働したところでございます。

稼働当初1週間は、各フロアにサポートスタッフを配置し、操作等の技術的支援を行うとともに、トラブルの発生に対して速やかに対応できるよう配慮いたしました。現在は、サポートスタッフ1名が情報管理課に常駐しているほか、電話によるサポートセンターの運用支援により、トラブルもなく、順調に稼働しております。

なお、研修につきましては、稼働前に3回ほど操作研修を実施しておりますが、今後、課税などの重要な月次、年次処理の際には、年間の処理が一巡するまで操作研修を実施いたします。

また、毎年4月には、新たに配属される職員に対する操作研修を計画しております。

次に（２）ですが、停電時における電算システムの対応といたしましては、システムのデータの保護等を目的として、現在、無停電電源装置を設置しております。この装置は、第２庁舎裏と総合保健福祉センター屋上に設置してあり、全てのサーバ機器及び第１庁舎と総合保健福祉センターの１階窓口端末を１時間程度稼働し、安全にシステムを終了することができます。

また、本議会に３月補正予算案として、庁舎非常用発電機設置工事費を計上しており、これが完成しますと、電算システムは、停電時において、１時間という制限がなく使用できることとなります。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。自席にてご質問をさせていただきます。

市債残高というのは、ずっと平成１６年ぐらいから２００億円ぐらいあったかなと、私は記憶をしています。平成２０年ぐらいには、もっと多かったと思うんです。２２０億円ぐらいとか、多分すごく多かったと思うんですけれども、今年は１９１億円、発行額より償還額の方が多くなっているわけで、その辺の努力といいますか、非常に評価されるべき問題だと私は思います。これだけ大変な中、やはり償還額が多い、発行額の方が少ないというのは、いろんなところで、本当に削減努力をされているからだろうと、すごく評価したいと思います。

ただ、投資的な経費というのが、これから多くなるはずですよ。榎戸駅とか、それから雨水第三幹線とか、あとバイパスもありますし、朝陽小学校とか、小中学校の耐震化というのは見えていますけれども、榎戸駅とか投資的な経費が多くなると思うんですが、それは先のことになりますが、やはり起債残高、市債残高というか、市債を使ってやるようだと、だんだんと伸びていくものなのではないでしょうか。お聞きいたします。

○財政課長（吉田一郎君）

今言われましたような事業を行っていけば、当然に市債発行額は増えていくわけですが、今、はっきり言えないんですけれども、それに伴って、私どもの方でも償還の方が済んでいくものがございますので、その点でどうなのか、今はっきりと申し訳ございませんけれども、事業にあたりましては、市債の活用、基金の活用がございますけれども、また、特定財源等を見つけていきたいというふうには考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。すごく漠然としていて、大変申し訳ない質問だったと思うんですが、また、義務的経費というか、扶助費がすごく、これは確実に増えているわけですし、そういう中で、市税収入も若干減っているわけですね。あと、社会保障費の伸びというのがある中で、やはりその辺のバランス、そんなに義務的経費が多くなくて、市税収入とのバランスをとってきたということは、歳出を抑えてきたということだと思うんですね。私はもっとも、本当に義務的経費が多くなってきているので、その辺はすごく大変じゃないかと、バランスが悪くなってくるんじゃないかと思っていたんですが、多分、人件費とかも抑えな

がら義務的経費を伸ばさないでやっていらしたんだなというのを今回とても認識を新たにいたしました。

そういう中で、さっきもお話がありましたけれども、例えばタクシー券を半額にしたりとか、いろんなこと、少なく少なくしながら努力をされてきたと思うんですが、次の電気料金のところで、PPSにすると、東金市は今年の3月からPPSを導入するんですが、そんなにたくさんはできないようなんですね。268万9千キロワットというのを使っているんですが、その契約料は1千349キロワットなんですね。268万キロワットに対して、契約は1千349キロワットぐらいなんです。すると260万キロワット使っているのに、1千300キロワットしかPPSが使えない。それでも、年間250万円、今までで使っているよりも250万円の削減になるというんですね。ですから、一生懸命努力をして、いろんなところを削減をしていらっしゃるの、すごくわかるんですが、本当にPPSのシェアというのは全体の電力量の3.5パーセントぐらいなんだそうです。そのかわり、需要、欲しいという人が全体の60パーセントいる。そうだけれども、シェアは3.5パーセントしかない。そういう中で、やはりだんだん少なくなっているわけで、東金も今回3月からのが260万キロワットも使っているけれども、契約は1千300キロワットだったと。ただ250万円の削減があったということなんですね。ですから、八街市も、もしもこれからやるとしても、どれだけたくさんの削減ができるかということは、私はわかりませんが、それでも、いろんな今までの制度を変えながら、変えながら頑張ってきたことを考えたら、100万円、200万円の金額でもPPSで削減した方が効果が大きいのではないかなと思うんですが、その辺、もう一度、答弁をお願いいたします。

○財政課長（吉田一郎君）

12月定例会におきまして、私どもの方で、この件で川上雄次議員の方にお答えしまして、そのときに、川上議員の方からいただいた資料によれば、和光市の方で31カ月で94.6パーセントで契約しておりました。今回の東金市では、12カ月で96.3パーセントの落札率でございます。随分違うなというのは、やはりこの中にはクリーンセンターの類は除外施設になっておりまして、そうしますと、私どもの方でも今回、先ほど市長の答弁の方で2億3千万円ほどの電気料がありますけれども、そのうち1億円近くはクリーンセンターが占めておりますので、それは除外になってしまうと。そうすると、1パーセントであっても130万円ぐらいになりますので、私どもにつきましても、PPSの導入につきましては、今後進めていこうと考えてはおります。

○新宅雅子君

2012年、昨年に入ってからPPSの会社が13社増え、合計58社になったそうです。さらに今年、平成25年、PPSの会社が増加する勢いだそうです。ということは、もしかしたら料金のさらなる低下とか、新たなサービス、そういうものも期待できるかもしれませんので、その辺はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、街づくりの質問に入りたいと思います。街づくりについてですが、八街市で純

料に介護ボランティアとして登録をしている人で65歳以上の方の人数というのは、どのくらいいらっしゃるか、お聞きいたします。

○介護保険課長（宮崎 充君）

ボランティアの登録者につきましては、社会福祉協議会の方に問い合わせ聞いてみました。その中で、まず、68グループで1千272人、個人で155人、合計で1千427名でございます。そのうち、65歳以上につきましては、907人と全体の71.3パーセントでございました。

○新宅雅子君

この907人の方が、どのくらいの時間といいますか、どのくらいボランティアをやっているかというのは、わかりませんか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

65歳以上の方の活動につきましては、把握はしてございませんが、全体での活動で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、活動回数でございますが、延べ5千247回、参加者数は延べで2万8千664人でございます。

なお、活動時間については、把握はしてございません。

○新宅雅子君

ありがとうございます。さっきのPPSは川上議員からも前回ご質問しているところです。これは、とても大事なことだと思って、今回の代表質問でやらせていただいたんですが、介護ボランティアについても、少し前に服部議員から質問があったはずですが。私は介護ボランティアに対して、ポイントを出すのはいかがなものかとずっと思っていました。今でも介護だけにポイントを付与して、それに対して1点幾らとかで、最大どこでもいろんなところで、この介護ボランティアシステムというのは、ポイントシステムをやっているようですが、介護だけにはいかがなものかというふうには、私は個人的にはそういうふうに思っておりました。ですが、やはりこれは問題はポイントで幾らとか、介護に幾ら充当するとか、自分の介護保険に自分がボランティアで得たポイントが幾ら介護保険に充当するとか、そういうことが問題ではなくて、やはり社会の中で、どれだけ自分が役立っているとか、それから、どれだけいろんなことが、ボランティアで人のためになっているのかとか、そういうことが大事なんだと思うんです。ですから、元気でやはり長く働けるように、介護もポイントを付けた方が働きやすいんだったら、それもまたいいのかなと、私も思うようになりました。

ですから、ポイントを付けた方がいいか、悪いかというのは、よく私もわかりませんので、試行的に、この次の介護保険の計画を立てるときに、試験的にやっていただいたらどうかと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

この介護ボランティアポイント制度につきましては、試験的ということですが、まだ、このポイント制度につきましては、6期に向けて検討していくという段階でございま

すので、試験的にやった方がいいのかどうかということも含めて、財政的にも含めまして、これからの検討課題とさせていただきたいと思います。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

あと、もう一つお聞きしたいのですが、純粋なボランティアというよりも、私は5、6年前にご質問したときに、団塊の世代の方が退職しますよ、そういうときにご質問したことがあるんです。退職します。本当にすごくたくさんいらっしゃるから、優秀な方もたくさんいて、団塊の世代というのは、日本の経済を本当に大きく大きく押し上げていらした方ばかりです。そういう方が全部会社から退職をして社会に出てきます。5年くらい、仕事を65歳ぐらいまでされる方もいらっしゃると思いますが、そうしますと、今度、もうそろそろ65歳になるんですね。団塊の世代の方が高齢者になってくるんです。高齢者になると、65歳になっても、あと5年くらいは、今度は地域の中でいろんな役に立っていききたいなと、いつていただきたいなと、また、私も思うわけです。そういうときに、例えば農業をやっている方だったら、農業をやりたい人っていると思うんですけども、農業をやったことがないから土に触れたいという人に農業を教えてくれる人とか、あと、例えば語学ができる団塊の世代の人、そういう人も出てくるわけです。そういう人が例えば児童クラブで、英語を教えてくれるとか、いろんな能力のある人が社会に出てくるわけですよ。そういう人たちを発掘して、いろんなところで力を貸していただけたらどうかなと思うんですが、そういう施策も、すぐに、そうしてくださいとかといっても、「はい」とおっしゃるわけないと思いますので、次の介護計画の中に、そういうことも考えて、含めて入れていただきたいとか、介護計画になるのかどうか、わかりませんが、入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今、議員がおっしゃられたとおり、高いスキルやノウハウを持った人材、特に団塊の世代がリタイアしまして、もうすぐ65歳ということで、介護保険の対象になるわけですが、議員が申したとおり、このような方々、自らの楽しみを求めて活動する高齢者が、自らが担い手となって、正しいと思える取り組みを進められるような居場所の確保や活動のサポートが望まれるところだと、私も感じております。

また、これはアクティブな高齢者が地域で活動することで、また地域の活性化が図られる、期待されると、私は思っておりますので、今後、3年に1回のスパンで高齢者福祉計画、介護保険計画を含めた、そういう計画がございますし、また、平成27年度からは総合計画、基本計画を作りますので、その段階において、私も高齢者の担当部署でございますので、それらも含めて、ご提案の方を総務部の方にさせていただきたいと、そのように考えておるところでございます。

○新宅雅子君

ありがとうございます。早いもので、団塊の世代が60歳になりますよと、退職されて社

会に出ていらっしゃいますよと言ってから、もうあと１０年たつと後期高齢者になってしま
うんですね。私も含めてそうなんですけれども、本当にすごく早いんです。本当にあと１０
年たつと、みんな後期高齢者になってしまいます。そうすると、税金、市民税が本当に少な
くなるんですよ。そして、国民健康保険を使う人もすごく多くなるし、医療費が多くなるし、
本当に今よりもっともっと大変な時代になっていくと思います。ですから、いかに元気で健
康で地域の役に立っているんだということを就労支援、労は労働の労ではなく、老いるとい
う字を当てて、就老支援の方も、また、市としてしっかりと計画を立てていただきたいと思
いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（中田眞司君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中ですが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 １時５５分）

（再開 午後 ２時０７分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、やちまた２１、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

私は、やちまた２１を代表いたしまして、市長をはじめとする市当局の皆様方に質問をい
たします。

早速、質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の第１点は、街づくりについてであります。

先の阪神淡路大震災、東日本大震災は、多くの人命を奪いました。私たち、やちまた２１
は、昨年７月、会派の視察として、岩手県大船渡市、陸前高田市、宮城県気仙沼市、南三陸
町、女川町、石巻市、松島町、東松島市、七里浜町、仙台市、多賀城市、名取市、渡里町、
山元町等をつぶさに視察してまいりました。その際、住民の方や市役所職員の方に住民の安
否確認をどのようにしたのか、お尋ねをしたところ、比較的容易にできましたとのことでした。
それは、町内会などの加入率が、ほぼ１００パーセント近くあったからというものでござ
いました。

阪神淡路大震災、東日本大震災の際、住民の安否確認に重要な役割を果たしたのが町内会、
自治会、消防団組織等でした。しかしながら、近年、八街市の状況を見ておきますと、行政

区、自治会、消防団の加入率がどんどん落ち込んでおります。

そこで、市当局は、この問題にどのように取り組みをされるのかを伺います。

①災害の際、被害状況把握に末端組織の役割が重要ですが、区、自治会の加入率の現状と課題について、どのように把握されているかをお伺いします。

②区の加入率を上げる施策がとれないか。例えば行政区支援制度等などが上げられます。

③消防団員数の現状と団員数の減少に歯止めがかからないのはなぜか。また、今後の団員数増加をいかに図るのか、お聞きいたします。

大きな2番目は、空き家条例の制定についてを伺います。

昨年、市民の方から次のような相談がありました。強風で隣の屋根が飛ばされそうだから何とかしてほしいということでした。調べてみましたら、その家屋の持ち主が死亡されておりまして、相続人がおりませんでした。相続推定人に連絡をしたところ、既に裁判所の手続により相続放棄が完了している旨の回答があり、その対処については、そちらの方で何とかしてくださいという話でございました。

そこで、市の課税課に問い合わせたところ、明解な回答は得られませんでした。空き家で万が一、屋根が飛び、第三者に被害が発生した場合、現状では泣き寝入りしかないということであります。空き家の持ち主が確認できる場合と困難な場合がありますが、市民が安全・安心に暮らせるように、市当局も対処すべきであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1番、八街市内の空き家の軒数はどのくらいあるのでしょうか。また、雑草問題、植木問題、家屋問題等が市民から相談があった場合、どのように対処されていらっしゃるでしょうか。

2番目として、そのようなことを踏まえて、空き家条例の制定について考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

3番目は、酒々井インターチェンジの開通とアウトレットモールオープンに伴う影響についてであります。

今回、代表質問の中に住野の十字路問題を含めてありました。4月10日に東関東自動車道酒々井インターチェンジがオープンいたします。また、4月19日に酒々井プレミアムアウトレットモールがオープンいたします。そして、チェルシージャパンの発表によりますと、当初の酒々井アウトレットモールの入場者見込み数が350万人、そのうち酒々井芝山線の方を利用される方が約6パーセントの21万人とお聞きしております。先ほど来、質疑が行われておりますけれども、住野十字路問題は、結局、国道409号の渋滞にもつながるわけでありまして。

そこで、市当局は、そのような問題に、どのような影響が出ると推測されていて、どのように対処されていくのか、まず、お伺いしたいと思います。

酒々井アウトレットモールができるということは、少なからず八街の商工業にも影響を与えるということだと、私は認識しております。

そこで、市当局は、この八街の商工業にどのような影響があり、また、それに対して、ど

のような対処をしていくのか、お聞きいたします。

以上、大きな項目で3点、よろしくご答弁のほど、お願いします。

○市長（北村新司君）

代表質問4、やちまた21、林政男議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 街づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

区等自治会は自主的に地域活動を行うことができる組織であり、美化活動、防犯、防災をはじめ、各種イベントの開催、または地域文化の継承のほか、独自の取り組みを進めている組織もありますが、一方では、市からの情報を地域住民へ伝達する伝達機関としての活動が主体となっている自治会等もあるのが現実でございます。近年では、その主体となる区等自治会への加入率が60パーセントに満たない状況であり、その理由としましては、少子高齢化の進展等により担い手が少なくなっていることや、市民個々の価値観、生活様式の多様化により、市民同士のコミュニティ意識が希薄になり、活動自体が縮小したりしている地域も見受けられます。地域コミュニティは、平常時に地域住民が助け合いながら地域での生活を営む基盤であるとともに、災害時には、地域住民の安全の確保や被害状況等の把握に重要な役割を果たしていると考えております。

市といたしましても、区の加入率を上げる施策として、このような地域ぐるみでの地区コミュニティ事業を地域の皆様が自ら考え、自ら行っている39の地区の自治組織に対し、補助金を交付するなど、その支援を行っているところでございます。さらに、区等自治会への加入促進や地域の自治組織の必要性について理解いただけるよう、転入手続の際にリーフレットの配布を行うとともに、広報やちまた、市ホームページへの掲載により周知に努めているところでございますが、加入率の向上につながっていないのが実情でございます。

そこで、市民の相互理解を促進し、自治意識を高めることが大きな課題となっており、地域活動に自ら進んで参加できる新しい体制づくりの検討や補助制度の見直しも視野に入れ、自立した市民活動への転換を促すためにも、情報提供や経済的支援などにより、活性化を図るなど、これまでの自治組織のあり方を多角的な視点から見直す段階がきているものと考えているところでございます。

次に(1)③ですが、本市消防団の団員数につきましては、定員595人に対しまして、平成25年1月1日現在で、460人の団員をもって、日夜、地域防災活動に努めているところでございます。本市においては、自営業者数の減少及び勤務体系の多様化に伴う就業構造の変化等により、団員数は減少傾向にあり、これは本市だけでなく、全国的な傾向であります。このため、消防団条例の一部を改正し、任命要件を緩和することで、対象の範囲を広げるなどして、団員の確保に取り組んでいるところでございます。

今後は、さらに団員数が減少していくことも予想されることから、団員確保については、現在、各分団及び区で加入促進について働きかけをいただいているところであり、また、消防団本部とも引き続き協議を行いながら、団員確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市における団員数は、減少傾向にあるものの火災等災害時における対応については、十分な出動団員数をもって対応し得ているところであります。

次に（２）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

空き家は、その管理の状況にもよりますが、防犯上だけでなく、倒壊や火災の発生、また、生活環境や景観の悪化など、さまざまな問題を引き起こす原因ともなります。平成２０年に国が実施しました、住宅土地統計調査によりますと、八街市の総住宅戸数２万８千３７０戸のうち、空き家はアパートなどの賃貸住宅を含め３千６６０戸ございました。

なお、本市における空き家に係る市民からの問い合わせでは、雑草や庭木の繁茂に対する改善要望が多く、現在は環境の観点から所有者及び管理者に対し、現況の写真を送るとともに対応をお願いしているところでございます。

ご指摘の空き家条例につきましては、平成２４年４月１日現在、全国で５４市区町が制定しており、千葉県におきましては、防犯、火災、美観の観点などから、５市１町が既に制定しております。

また、その後、他の自治体におきましても、空き家の所有者に対し、適正管理の勧告、命令ができる規定や行政代執行による解体も含めた空き家条例を制定する動きがありますが、その一方で、家屋は個人の財産であることから、行政による命令や代執行につきましては、慎重に制度を検討する必要があると考え、関係部署等による十分な研究・協議を行ってまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、酒々井プレミアム・アウトレットは、平成２５年４月１９日に開業予定となっております。オープン当初から、ゴールデンウィーク明けまでの土日・祝日には、来客者が集中することが予想されます。チェルシージャパン株式会社の試算によりますと、１日当たりの来場者数は、トップピーク時に約１万７千５２０台、通常の土日・祝日には約７千３００台を見込んでおります。そのため、印旛土木事務所が中心となり、高速道路を管理するネクスコ東日本をはじめとする関係機関、八街市を含む周辺４市町及び開発主体２者等による「酒々井地区周辺道路交通対策チーム」を組織し、チェルシージャパン株式会社が算出した「あみプレミアム・アウトレット」オープン時の交通量や周辺に及ぼす影響などを参考に会議を開催しております。

その会議において、本市においても開業時においては、特に住野交差点での混雑が懸念され、これに伴い、国道４０９号での渋滞が予想されます。その対策といたしまして、国道４０９号の渋滞時には、チェルシージャパン株式会社が、「コナカ」付近交差点に看板及び誘導員を配置し、市道２２１号線から県道富里酒々井線へ迂回を促すことになっております。

また、渋滞を緩和するため、市内の国道４０９号沿いに臨時駐車場を確保し、シャトルバスによる送迎対応ができるように準備をしていると聞いております。

今後も、交通混雑による市民生活への影響を最小限にできるよう、酒々井地区周辺道路交通対策チーム会議等の場で要望してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、酒々井インターチェンジが４月１０日に開通する予定であり、さらに

酒々井プレミアム・アウトレットが4月19日にオープンと発表されております。このアウトレットモールが開業しますと、多くの集客が見込まれますので、本市の商業活性化とあわせまして雇用拡大につながるものと期待しており、アウトレットモールへ出店する企業数社が、既に本市独自の就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」の求人募集に登録していたいております。

なお、アウトレットモールの事業主である、旧切尔西ージャパン株式会社、現在は、社名を変更し、三菱地所・サイモン株式会社と協議したところでは、施設内で本市の特産物の販売等はできないとのことではありますが、インフォメーションセンター内にパンフレット等を置くことや駐車場で物産展などのイベントに参加させていただけるお話もございまして、積極的な利用を図り、より多くの方々へPRできるよう進めていくとともに、今後も引き続き、三菱地所・サイモン株式会社などと連絡を取り合ってまいります。

3月議会定例会の初日にもお話をいたしました。今回の酒々井インターチェンジの開通に伴い、高速道路上に設置されます出口案内標識に「八街市」の文字が刻まれることになりましたことをあわせてご報告させていただきます。これまでも佐倉インターチェンジ付近に簡易な看板が取り付けられてはありましたが、正式な形での標識が設置されますのは、本市として今回が初めてとのことであり、この標識が成田空港などを利用される方々の目にとまることにより、八街市のさらなる知名度アップにもつながるものと期待しているところでございます。

○林 政男君

それでは、若干質問させていただきます。

答弁、まず、ありがとうございます。ただいま、防災関係について、いろいろお話がございました。まず、議員の皆さんのお手元に、直近の区の加入率表を議長の許可を得まして、配付させていただきました。これを見ますと、区の加入率で一番低いところが14.5パーセント、次が19パーセント、次が24パーセントということで、また、高いところは、94.1パーセント、93.8パーセント、そして93.3パーセントということになっております。

直近の平成22年度、23年度、24年度を比較いたしますと、増加に転じたのは大関区の平成22年度が55.6パーセントから平成24年度では56.4パーセントに増加いたしました。みどり台につきまして、91.8パーセントが92.9パーセント、それから、山田台が70.1パーセントから70.3パーセント、上砂が56.9パーセントから57.6パーセントに加入率が上がりました。先ほど市長答弁の中でもありましたように、災害時には大変重要な役割を果たすものだと思っております。近年、マスコミ等と言われております千葉県九十九里沖大震災、あるいは南海トラフの大震災が向こう30年以内に必ず起きるというふうに喧伝されております。

そこで、先ほどの市長の答弁ですと、39自治会に補助金を交付、リーフレットの配布、ホームページ等で加入率のアップを図っているということでございました。また、答弁の中

で、新しい体制の見直し、多角的支援を補助ということでございます。具体的には、この新しい体制の見直しというのは、どのようなことを指すのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

第2次基本計画の中でも、コミュニティの育成ということで、自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着を高める一方、地域の実情に即した自治組織のあり方を検討することで、区制度の見直しを進めるとともに、自治組織の役割、機能の見直しを検討することにしております。この考え方ということでございますけれども、これは、必ずしも現行の区の制度にかわる新たな制度を構築すると、必ずしも、そういうことではございません。自治組織のあり方として、現在、区等の自治組織が先ほど市長答弁にもありましたけれども、行政への協力団体としてということだけでなく、地域住民の自主的な団体として地域の課題を解決していくための活動を進めていく。こういう中で、市民と行政が協働していけるような仕組みを作っていきたいなど。こういうことが必要ではないかということで、そのようなことを基本計画の中でも述べさせていただいているということでございます。

○林 政男君

今、部長の方から市民との協働の街づくりというようなお話があったわけですが、お隣の富里市は、今年から市民協働で、そういう行政区に対して、行政区の方から提案があったんですね。市の方から、これをやりなさいということではなくて、行政区の方から、こういうのをやりたいということに対しては、一定の補助金を何団体かを選んで交付するような事業をやるように聞いています。先ほど市長答弁にもあったんですが、例えば区を通じて防犯灯の申請をしなさいとかということなんですけれども、実際、先ほど防犯灯が市長のご挨拶の中では、516万円の増とありました。でも、この平成25年度予算では、210万1千円の防犯灯予算を計上しているんですね。そうすると、先ほど市長が述べられた数字と違うのではないかというふうに思うんですが。というのは、どこかに防犯灯を付けてくださいというときに、まず、その行政区の区長さんの方に申し出てくださいと。区長さんが、その地区の要望をまとめて、市の防災課の方に提出して、今度は防災課の方が現地を見に行って、ここに付けましょう、あそこに付けましょうということで決まるわけですが、実際問題は市で管理している約5千灯近くありますけれども、実際問題、区が直接そこを把握しているというのは、すごい把握している区と全然知らない区でも防犯灯が付いているという区もあるんですね。この辺の区に入っていると、それが付いて、区に入っていないと付かないというようなあれがあれば、また、1つの区との線引きになるんですが、実際問題、区に入っていようが、入ってまいが、そういう防犯灯というのは、どうしても防犯ですから付いていくんですが、そうすると区を通じて出してくるというのがすごくむなしくなるんですが、その辺は区に入っているメリットを考えた場合に、どのような考えをお持ちですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

答弁の前に、先ほど市長が防犯灯に関する予算の額を申し上げたということでございます

けれども、私、それは承知しておりません。たしか、申し上げていないのではないかと思います。

それから、その防犯灯の申請の関係なんですけれども、今、林議員さんがおっしゃられたとおり、基本的には区長さんの申請によって、防犯組合の方で現地診断を行って設置をしているというようなことが現状でございます。これにつきましては、なぜかということになるわけですけれども、夜間、不特定多数の方が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所。あるいは防犯上、不安があるような場所に設置をするということになるわけですので、この辺は個人からの申請ではなくて、地区の代表の方からの申請をいただくということ。要望をいただくということで、その代表者として区長さんを通じて申請をいただいているというようなことになります。基本的には、そういうことになるわけでございますけれども、要望がなければ付けないのかということになりますと、基本的に、その防犯上問題があるところということで、市が判断をすれば、また、そこは違う観点から設置をしていかなければいけないというようには考えております。

○林 政男君

なかなか難しい問題なんですね、防犯灯1つにとっても。例えば、総武本線の八街駅から富山に向かって、片道に歩道があるわけですけれども、これは夜間大変暗いですね。なかなか1人歩きの女性なんか、大変厳しい。車社会が前提というような感じがします。非常にそういうこと1つとっても難しいと思います。

また、最近、独居家庭が増えております。それで、区に入らない方にお聞きしましたら、やはり区費がきついと。1人しか住んでいないので、区費を払っていくのが容易じゃないから、だから区を抜きたい。あるいは区に入らないんだというような考え方もありました。

先頃、市は北村市長の肝いりで、防災協定、いろんな地区の業者さんと協定を結んで、災害防災協定を結ばれて、大変喜ばしいことだと思うんですけれども、まだ、行政区全体の中では、こういう民生委員さんも、災害のときに対応は非常に難しいというような声も聞いていますけれども、その辺、こういう行政区に入っていただけならば、あそこにおじいちゃんとか、おばあちゃんがどうなったかということになるんですけれども、なかなかその辺まで行き届かないのが現実なんですね。その辺を含めて、これはやはり区に入っていた方が、私はいいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいまおっしゃられたようなことも含めて、また、先ほどのいわゆる災害時の共助といった観点からも、できるだけ自治組織に加入をしていただいて、地域とのつながり、これを築いていただくということは、非常に大事なことだというふうに思います。区につきましては、いわゆる自治組織でございますので、基本的には、市が加入を強制することはできないというふうには思っておりますけれども、ただいま申し上げましたように、いわゆる災害時の共助であるとか、福祉関連の施策を進めていく上での要素的なものも含めまして、市としても、やはりそういった自治組織に加入していただくということの必要性は十分認識をして

おりますので、そういう中で全て区に任せるということではなくて、例えば転入者に対して加入を勧めるリーフレットの配布を行うであるとか、ホームページにも掲載をするとかということで、加入促進を図っているというようなところでございます。

○林 政男君

平成25年度予算の中で、いわゆる地区コミュニティ推進費ということで、区長さん、あるいは代理さんに、それなりの報酬を払うようなこと。そのほかについては、八街市として、区に加入を促進する手だてをやっているんですけれども、ちょっと弱いのではないかと思います。ホームページ等、あるいは転入された場合、ぜひ、ご加入くださいというようなことを確かにやっています。存じております。しかしながら、現況はこのように、どんどん減ってくるという実態がありますので、先ほど申し上げたように、何か区に入っているメリット、ほとんどの区に加入されていない方にお聞きしますと、「何か区に入っていてメリットはあるんですか」と必ずお聞きになるんですよね。ですから、区に入りたい、また、千葉大の先生のお話を聞いても、市民協働をもっとやりなさいと。特に子どもたちが入れるような行事を組みなさいと。そうしたら、区にも自然と区に入る、入らないじゃなくても、そういう行事を組めば、子どもたちから加入をしてくるというような、千葉大の先生のお話がありました。ですから、市の方も、そういう面で何か40の行政区で、そのようなことを、ぜひやりたいというときには、市としても、それなりの交付金あるいは補助金を提供していくのが、少しでも、区の加入率を上げることにつながるのではないかというふうに、私は考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今おっしゃられたような話、例えば区の加入率を上げるために補助金を交付するというお話ではないというふうには理解しておりますけれども、ただいま林議員さんがおっしゃられたように、地域での活動、自治組織での活動そのものが、自治組織への加入につながるということでございますので、やはり基本としては、自治組織の中で入りやすい環境とか、参加しやすい環境、これを整えていただくというのが基本であるというように思っております。そのための補助金ということでございますけれども、現行でも区の活動費としての補助金というのは支給をさせていただいております。先ほど補助金のあり方についても検討しなければいけないというようなことで考えておるということで、お話をさせていただきましたが、その補助金のあり方、今は運営費とか活動費にお支払いをしておりますけれども、そのあり方については、やはりそこは検討していかなければいけない課題であるというふうには認識しております。

○林 政男君

今、浅羽部長がおっしゃったとおり、今、事務連絡費で、それなりの補助金が1戸当たり幾らということで出ておりますけれども、やはりこれから少しその辺も見直す時期に来ているんじゃないかと思います。

次に、消防団について伺います。非常備消防運営費が2千266万9千円、うち消防

団員の報酬が1千652万7千円ということに、平成25年度はなっております。出初式が37万円ということでございます。昨年、私がお聞きした中では、複数の分団長から、実は分団長会議で出初式の日にかのあり方についてご相談がありましたと。アンケートをとりましたと。1月10日を開催した場合には、何人出場できる。あるいは、土日にした場合には何人できるというようなお話があって、そのアンケートの結果については、残念ながら分団長はお聞きしていないということなんですね。その辺は、市長はお聞きしていますか。

○市長（北村新司君）

先般、分団長会議の中でアンケートを実施したのは承知しております。統計につきまして、今、取りまとめて、次の分団長会議に提示するというふうに聞いております。

○林 政男君

私が聞いたところ、昨年に聞いたらしいんですよ。1月の出初式についてどうするかと。今、市長がおっしゃったように、時間的な制約があったから、多分できなかったのではないかというふうに推測しますけれども、やはり、今、近隣の市町村を見ていると、ほとんど土日、特に1月7日まで休んで、それから出勤して、1月10日に出るということは、非常に会社勤めの方には厳しいというふうなお話を聞いております。消防団も自主組織ですから、周りから言われて1月10日を1月何日にしたということではなくて、あくまでも自主的に団員の意向をくまれて、それなりに対応、1月10日がそのままいいということであれば1月10日。でも、やはり土日の方が一般の分団員が出場しやすいということであれば、そのような対策をとった方がよろしいんじゃないかと。

先ほど、市長答弁で595名で、実数が460名。この間、出初式がたしか220人だったと思うんですよ。私が承知している限りは、この460名もきついんじゃないでしょうか。というのは、かつて2分団、3分団は60名体制ぐらいでおったんですけれども、今、その60名というのはとてもきついというふうにお聞きしています。私どもの9分団でも25名近くいますけれども、実質的には10名ちょっとです。それも、会社員が非常に増えていますから、いざ、非常時に出動できるというのは、大変難しくなりつつあります。やはり最初の問題に関わりますけれども、マンパワーが必要だと思うんですね。それには、消防団に入っていたかなければいけないと思うわけなんですけれども、全国的に確かに先ほど答弁がありましたように、消防庁が100万人、消防団員と声を幾ら高らかに言っても、実際は100万人どころか、80万人、どんどん切っています。だから全国的に難しいんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、いろんな災害等に活躍してくれるのは、やはり消防団員なんですよ。これは、報酬も含めて、あらゆる検討をすべきだと思うんですけれども、先ほどおっしゃられた団員数の確保では、答弁としてはちょっと物足りないんですけれども、何かほかに考えていることはございますか。答弁で精いっぱいですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、やはり就業構造の変化によりまして、なかなか消防団員のなり手がいないというようなことでございまして、なかなかその特効薬がないというような状況ではご

ざいます。答弁繰り返しになりますけれども、まず、消防団員や区の方では、各家庭を回っていただいて、加入促進を図るということ。それから、消防団として、いろいろな地区の行事等に参加をすることで、市民に身近な消防団としてのイメージづくりをしているようなことで、独自に加入促進を図っていただいているというように理解をしております。市の方でも先ほど答弁しましたけれども、消防団条例の一部改正ということで、任命要件を緩和して対象の範囲を広げております。こういったこともありますので、この対象の範囲を広げたということも含めて、加入促進については広報やホームページを活用して、そのことなども周知しながら、加入促進をあわせて図っていきたいというように思っております。

それから、消防機庫でございますけれども、機庫は非常に老朽化が進んでいたり、トイレが仮設であるなど、使用しづらい状況にある分団もございますので、これらを解消すべく計画的に整備を行って、入団しやすい環境づくり、これにも取り組んできたところでございます。この辺は、また財政状況を踏まえながら、今後の計画を立てていかなければいけないというふうには思っておりますけれども、そういった面からも加入促進を図っていきたいというように考えています。

○林 政男君

消防団のハードの問題。消防車、あるいは今言われた消防機庫の問題。これは、近隣市町と比べても、八街は決して劣っていると、私は思っておりません。大変充実しているように思います。近年、免許証の関係で大型のタンク車から、いわゆる小型水槽付きというのでしょうか。普通免許でも乗れるタンク車に変わってきています。設備的には、私は決して見劣りはしていないと思っているんですけれども、やはりどうしても、それを運転するマンパワーがない。それには、本会議でも、私も質問しましたけれども、ほかの方も質問しました。やはり人員確保を図るには、これから、その機能を持った人たちを入れていかないと、消防組織は成り立たないと思います。何を申し上げたいかということ、機能別消防団員制度しか、これから、この難局を乗り切っていくのではないというふうに考えておりますけれども、消防団については、この質問で最後ですけれども、機能別消防団員制度については、どのようなお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

機能別消防団の制度につきましては、前々回、いろいろご質問もいただいておりますけれども、私としては、具体的なイメージがなかなかわからないということで、現行の消防団組織との連携、例えば現場でどういった連携をとっていくのか。出動体制をどうするのかといったことの課題がございますので、その辺は少し勉強させていただきながら、検討をさせていただければというふうに思います。

○林 政男君

文字どおり機能別消防団員制度は、例えば郵便局の方、これは配達のとときに火災等を見つけた場合に、すぐ連絡する。この方も消防団員になっていただくと。それから、農協等あるいは市役所、それとか企業とか、それぞれ、その方たちに合った消防団員、例えば学生の方

も普段は学校に行っている、いざとなったらボランティアで消防のバックアップというか、応援しますよ。現行、今、浅羽部長が想像していらっしゃる出動、こういうのはやはり第1級の消防団員、これはそれなりの報酬。それから、ただ連絡する方には、消防団にはなっていないけれども、報酬としては、ぐっと小さく保険を掛ける程度と。それで、結局それぞれの分野で頑張ってください。例えば女性の消防団員の場合は、前方の前衛基地じゃなくて後方のバックアップ、食料とか、そういうものを供給する係になっていただく。これも立派な消防団員の役目でありますから、そのようにみんな入っていただくというような、それで総額的な経費は抑えらる。そして街の防災力を上げていただくというような認識であります。

次に、空き家条例について伺います。先ほど、空き家条例について制定を考えるというようなお話でよかったのでしょうか。というのは、やちまた21で先頃、山口県の宇部市、あるいは山陽小野田市、この辺に、この空き家問題について集中的に勉強してまいりました。特に、山陽小野田市については、市長が弁護士さんということで、非常に空き家条例について詳しいといいますか、空き家条例の問題を指摘されておりました。というのは、どういうことかということ、先ほど壇上で申し上げたように、相続人がはっきりしていないところ、あるいは空き家で誰もいないところで、家屋とか、そういうときに強風であおられたときに、飛んだときに、ぶつかるのと全然補償してくれるところがないんですね。どこに請求していいかわからないんですね。そこで、今申し上げた両市については、市長の命令で未然に防ぐことができるまで市がやると。それで、その所有者に請求していくわけですが、八街市では、まだ、そこまで行かないと思うんですが、その辺のご検討はどういうふうになっていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

そもそも問題になるのは、所有者が判明をしていない空き家だということになると思います。今、林議員さんがおっしゃられたように、市が一定の対応をして所有者に請求をしていくということは、あくまでも所有者がいると、判明しているということが前提となっておりますので、市が所有者に断りなしに、そういったことができるかどうかということも含めて、その辺は問題があるんだろうと。しかし、了解を得た上でやっていくということであれば、所有者にその請求ができますので、そういったことでの解決はできると思います。

それから、条例の制定につきましては、この辺は市長答弁でも申し上げたとおり、行政代執行であるとかということにもなりますと、個人の財産権に制限を加えていくようなことにもなるということになりますので、慎重な検討や対応が必要だということで、時間をいただきたいというようなことでございます。

○林 政男君

問題点は、まさにそこにあるんですね。行政代執行する場合に、個人の財産権を侵しているのかと。それをやはり、今、国の上位法律がないんですが、やはり市民を守るという立場になれば、ある程度、やむを得ないのかなと。特に、この問題は、空き家の所有者

の問題ですけれども、なかなか特定できないというのが実例らしいです。空き家になったままで連絡先がわからない。突き止めるという人員がいないと。相手を探すのに、時間をそんなに割けない、非常に難しい。私が先ほど壇上で申し上げたのは、本人が死亡されて、縁故者が全部そこは、私は関係ありませんという立場でしたから、そこも特異な例かもしれませんが、大多数はどなたかが持っているんだろうけれども、特定できないということが一番多いんですね。雑草問題にしても、誰が切るのか、家屋が破損した場合、誰がするのかと。空き家は先ほどの答弁ですと2万8千370戸のうち3千660戸あるんですよ。すごい数字ですよ。これを管理する市のすべがないということになると、全て何かがあった場合、その境界の持ち主が何とかしなくてはいけないのでしょうか。どうしたらいいのでしょうかというのが市民の質問なんですけれども。

○総務部長（浅羽芳明君）

何度も同じようなことになってしまいますけれども、基本的に個人所有等の不動産については、行政が直接その管理について関与することはできないというように考えておりますので、非常に冷たい言い方になってしまいますけれども、危険な状態であっても、市の意思で解体だとか、撤去だとかということではできないものというように考えております。

それから、先ほどの条例の話なんですけど、一般的に他市町村等で制定している条例を見ますと、先ほども申し上げたように、一般的に所有者が判明している場合について、その責務として適正な管理を義務付けるというようなことであるとか、管理不全な状態にあるものに対して、指導とか助言、あるいは勧告とか命令などを行うことができるといったことを規定しているものが多いようです。

先ほども言いましたけれども、空き家には所有者が判明しているものと、そうでないものがあるということで、問題は後者の方、所有者が判明していないものということになるかと思います。例えば相続放棄されたような不動産についていえば、特異例というようなことで、先ほどおっしゃられていましたけれども、そもそも所有者が存在しないということになりますので、私どもとしても、誰が管理をするのか。仮にそもそも代執行によって処分ができるのかということもありますし、仮に代執行したとしても、その費用負担をどうするのかというようなことを研究課題が多いということで、時間をいただきたいというようなことでございます。

○林 政男君

まさに、そこが問題なんですよ。それにはやはり条例がないとできないですよ。何度も申し上げているように、国の上位法律がしっかりしていないので、やたらに人の土地にも入れないし、家屋も壊せない。多くの問題は特異な例は別にして、持ち主は特定できるんだけど、非常に時間がかかると。その間に災害によって何か被害が発生した場合に、第三者に、ほかの善良な市民に何か被害が及んだときに、何だ市は何もやってくれないではないかと。あるいは、市が未然にやってくればよかったんではないかと言われることが、議員は何をやっているんだということにもつながるし、市の方に働きかけてくださいよという話に

なるわけですね。市長どうですか。こういう事例については。

○市長（北村新司君）

今、いろいろ千葉県におきまして、5市1町で既に制定されている市もございます。十分それらも参考にして、今はいるところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、家屋は個人の財産であるということがございます。やはり慎重に慎重に制度を検討する必要があると考えております。その反面、市民を守るといこともございます。今後、その関係部署等で、しっかりと研究を重ねてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○林 政男君

今の答弁ですと、将来的には条例を制定する予定があるというふうに解釈していいのでしょうか。今、市長も非常に難しい答弁をされたと思うんですね。一方で個人の財産もあるし、一方において、その財産が第三者に影響を与えるとか、被害を及ぼすという。先ほど山陽小野田市の市長さんの判断は、第三者の善良な方に被害を与える場合は、市が裁判で訴えられても未然に防止すべきだと、そういう判断のもとに、この条例の運用を最終的には図っておりますというお話でした。だから、浅羽部長がおっしゃっていることも、よくわかりますけれども、その1軒のために何十軒が被害を受けて、それを誰も補償する人がいないという状況になりますから、その前に市が動けるような条例をある程度、制定。代執行の項目もありましたけれども、実際に代執行まではやる予定は市はないそうです。でも、そうやって書いておかないと、条例としては成り立たないので、一応は代執行もやりますよと言っているけれども、実際は特例して何度も何度も、そういうふうにやらないと費用負担の問題も当事者から家屋を壊して更地にしたら、もっと固定資産税なんかが大きくなって払い切れないと。ほとんどの事例がわかっているんだけど、壊す費用が出せないから待ってくれということで、結局そのまま放置されている案件がほとんどだということです。だから、先ほどから研究されるということですが、どのくらい研究されるのでしょうか。いつ頃になったら、こういう形として、八街市として、こういう問題の対応が出されるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

いつ頃までということで、明確な答弁は申し上げられませんが、避けさせていただきますけれども、問題になっているということについては、議会でも何度もいろんな議員さんからご質問を受けております。私どもとしても、その辺を真摯に受け止めまして、市民の不安、その辺を解消できるような形で、条例を作るような方向も含めて検討させていただきたいと思います。

○林 政男君

その問題は、条例制定を期待して、次の問題に行きます。

酒々井インターが先ほど来、出ております。4月10日オープン、それから切尔西については、4月19日オープンということで、先ほどの市長のご答弁では、4市町によります周辺道路交通対策チームというものを設立して、このアウトレットモールの交通諸問題については対応していくというお話でございました。

それから、住野の十字路については、今日は丸山議員、そして湯浅議員からも提起されました。私は、その問題について、もうちょっとお聞きしたいと思います。

住野の十字路の国の箇所付けは、タイムリミットが2年後に実施するとしても、今年の5月いっぱいですね。それで間違いないですか。

○建設部長（糸久博之君）

その国のリミットというのは、私の方は理解しておりませんが、国道409号ということで、県が管理しているわけですが、国のリミットについては理解しておりません。

○林 政男君

それは困りますね。国の箇所付けは今年の5月に決まるんですよ。それが2年後のやつが今年の5月に決まるんです。だから、例えば、今、平成25年ですから、今から5月に、ここを改良しようという箇所付けが決まっても2年後に平成27年に予算が付くんですよ。国のスパンは2年先なんです。そのくらい、あそこをいじるとすれば大きな事業ですから、当然、いろいろなところで、ロビー活動も含めて交渉されているということなんですから、今、直近の問題で先ほど市長答弁の中に県は酒々井や芝山線については、八街住野十字路の間の計画はないという答弁でございました。そうすると、国の箇所付けが国道409号の住野十字路になっていないということになると、非常に陳情する期間が難しいというか、短いと思うんですが、この辺、市長も先ほど来、答弁されているいろいろな会派の代表の方が心配されておりますけれども、この辺、箇所付けについての自信はどうか。

○市長（北村新司君）

その箇所付けについては、別問題といたしまして、酒々井アウトレット、酒々井インターチェンジ供用開始に伴う道路渋滞については、十分認識しているところでありまして、関係市町、特に小坂酒々井町長さん、あるいは蕨佐倉市長さんと常に意見交換会をしております。特に、この3月1日にも、議会終了後に酒々井町長さんとお会いする予定になっておりまして、その道路整備も含めて、今後の酒々井インターチェンジの供用開始に伴う、あるいはアウトレットオープンに伴う渋滞について、常々2市1町で意見交換会をしております。今般もこの住野十字路につきましては、県の立場は状況を見てという判断をいつもの会議の席でもいただいております。

また、先般も八街市議会議長であります中田議長、それから川上委員長が千葉県土木事務所と意見交換会を十分していただいております。

また、私に対しまして、住野十字路以外の車両分散道路ができないかということで、今、しっかりと2市町の首長と、あるいは千葉県印旛土木事務所、あるいは八街市選出の山本義一県会議員とも連絡をとりながら、ただ単に箇所付け以外にも方法があるんじゃないかということで、しっかりと今協議を重ねております。

○林 政男君

今、市長が大変重要なことをおっしゃいました。ご存じのとおり、印旛物流さんの交差点、それから、そのまま住野の公民館を経ると、セーブオン、あるいはパイオニアさんでし

ようか。そちらの方の朝陽小学校から北中学校から来た道とぶつかります。多分、八街の方は国道409号を利用されるというよりも、今、私が申し上げたように、印旛物流さんの前を横切ってくるのが多くなるのではないかと思います。

それから、前市議員でいらっしゃいます横田議員さんの前を通っていく、田んぼを伝わって、酒々井を伝わっていく道もございます。今、市長の答弁の中に大変重要な鍵があったのは、住野十字路方面だけではなく、あらゆる方策を研究してみたいというようなお話でしたが、ぜひ、今の話を膨らましていただいて、進めていただきたいと思います。

何か私が拝見しているに、八街市の道路行政も含めて、アウトレットモールが来たから、仕方なく八街市が動くんじゃないくて、やはりアウトレットモールを八街市が取り込むような道路行政をぜひ今のお話のようにやっていただきたいと思います。

部長、箇所付けの方もよろしくお願いしますね。国の方の箇所付け、5月いっぱいに決まりますよ。よろしくお願いします。

そこで、市内商業に与える影響は、どのように推測をしているかということで、富里市でこの4月からデマンドタクシーで、八街駅に乗り入れるんですね。それから、酒々井駅にも乗り入れるんですね。もちろん酒々井の方もそうなんですけれども、そういう八街市が、こちらから酒々井のアウトレットモールに働きかける問題提起はありますか。先に直売所の計画で、酒々井町さんとお話をしたときに、最終的に酒々井町さんは独自にやるということで、一応、破談になりました。ただ、先ほどの市長答弁の中に、切尔西の中に八街産のパンフレットとか、そういうのは置けると。それから、駐車場を利用した特産物というのもできるということでしたけれども、経済部長、酒々井アウトレットモールをどのように取り込んでいこうと、部長の考えでもいいですし、八街市というと市長がいて、そちらは答えづらいでしょうから、部長としては、どういうふうに取り込んでいこうというふうに考えていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今、名前が変わりまして、旧切尔西ジャパン株式会社と当初から、一応、お話をさせていただいた中では、今言われたように八街として、このアウトレットモールにどういうふうに対応するかということを酒々井町さんを当然交えながら、富里市さんよりは、いち早く動き出したつもりでございます。その中では、今言われましたように、八街市からもJR八街駅からバスが出せないかというようなことも提案させていただきました。しかしながら、先ほども議員さんおっしゃいましたが、八街の国道409号方面から見えるお客さんというのは、会社側とすれば、約6パーセント、5.2パーセントのお客さんを見込むという中で、また、このアウトレットモールにつきましては、96.2パーセントの方は車で来るという予測の中で、やはり八街駅方面からのバスの運転については、採算上合わないということで、これについては断念せざるを得なかった。

それから、アウトレットモールの形の中で、八街市の雇用をいかに増やすかということで、先般、アウトレットモールの特集のチラシが出ました。この中で、当初オープンするときに

120店舗のお店が入ると。そこでオープンするということで、そのチラシにありました会社の方に担当の方から全部電話をしまして、現在、ジョブ・ナビ・やちまたの中に全部で登録業者が299あるわけですが、その中にアウトレットモールの関係の会社8社の方が雇用の募集ということで掲載をさせていただきました。

それから、このアウトレットモールの話があつてから、県道富里酒々井線、特に住野地先ですが、最近特にコンビニ、あるいは飲食店等の引き合い、これは農政担当の農用地の関係の確認ということでお見えになる方がやはり多くなってきたということで、やはりあの沿線の活性化には、元気が出てきたのかなと。一部、そういうような気はしております。

それと、先ほども言いましたように、アウトレットモールの中で、八街市の何か販売等できないかというようなことの中では、やはりなかなかこれは難しいということで、インフォメーションセンターの中でチラシを置くと。

それから、これは酒々井町さんが独自に別に、またインフォメーションセンター、独自のものを作るということの中で、八街市とタイアップできないかというようなことも、引き続きやっております。これにつきましては、やはり販売ではございませんが、PRということで、その中で八街方面から行かれる方、車の方についても、1日当たりに換算しますと380台ぐらいの車が通るといような形で予測されておりますので、その方たちが、1割の方でも八街市内の近隣のお店で、食事なり、お土産を買っていただけるような形でのPRに努めていきたいというふうに考えております。

○林 政男君

今、部長が言われたように、佐野のプレミアム・アウトレットモールも佐野のラーメンをあえてアウトレットモールの中では販売しないと。というのは、やはりそれだと、ただ、佐野市にはお見えになってくれるんだけど、市内回遊がないということで、わざわざ、佐野のラーメンをアウトレットモール以外のところで、市内回遊を増やしてくると。実際、かなりの方が市内回遊をして、市内の販売につながっているというようにお話をして、今、部長の方も、少しでも八街市の方に誘導して、八街市の売上を上げるということだと思います。

そこで、今、部長が答弁されました当該地区から農地転用の相談も来ているというように話ですけども、農業委員会としては、当該道路から例えば30メートルとか、20メートルとか、都市計画道路ではありませんけれども、これは除外対象になるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

ただいまの除外というご質問でございますが、農振の除外ということでよろしいでしょうか。

○林 政男君

農振の除外も含めて、農地転用ができるかということですよ。都市計画道路でしたら、都市計画道路から何メートルは農地転用は、早くいうと市街化区域になれるということですけども、当該道路の場合、15メートルでも20メートルでも、転用の申請があった場合、農振に入っている、入っていないにかかわらず転用できると。そうすると、今、部長の話さ

れたように、当該道路の活性化、八街市内の活性化の意味でも、私はいいと思うんですけども、農業委員会の立場としては、そういうことは可能でしょうか。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

まず、今の農地の担当からいきますと、住野地区は、ぱっと見ると、まず10ヘクタールの制限がかかっている地域になってしまうというのは1つございますが、今、経済環境部長が申し上げたような、例えば農業施設、農業関連施設であれば、そういう大きな広がりのある農地であっても、除外対象、許可対象の施設の一部に含まれておりますので、全て必ず大丈夫かという問題は別にいたしましても、許可になる可能性は十分あるんじゃないかというふうに考えております。

○林 政男君

おっしゃるとおり、農業用施設に関しては、届け出あるいは農地転用ということではありませんので、あくまでも農業に供する施設ということなので、許可になる方向にあるかと思うんですけども、一般的に農地法第5条を充てた場合、その辺の制限もなくということではないですよ。あくまでも道路周辺については、許認可の対象になり得るかどうかをお聞きしたいんです。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

県道に隣接しているから許可になる、あるいは市道に隣接しているから許可になるという一概に、そういう問題ではございません。1件1件、個別に審査していくということでございます。

○林 政男君

そのとおりなんですけれども、やはりゾーンで考えないと、例えばあそこをイチゴ街道にするとか、例えばイチゴを作っている農家を、今1軒ありますけれども、とにかく全体で八街市で受け入れなければ、せつかく市長が小坂町長、相川市長にお願いして、八街の看板を作って、せつかく誘導してきた人たちを逃がすじゃないですか。農産物の新鮮な八街の野菜を提供する、落花生を提供する、その場所が車に乗っている方に聞くと、道の駅とか、ああいう直売所をすごく探していらっしゃるんですよ。その際に、今、局長の答弁ですと、そのとおりなんですけれども、もうちょっと市長決裁も含めて一定の範囲までだったら、あの沿線については商業的な施設でもいいですよというぐらいにしないと、あの辺全体が活性化しないと思うんですけども、市長どうですか。

○市長（北村新司君）

農地法、農振解除については、先ほど局長が言ったとおりでございますけれども、私も常々、先般も農水省の関東農政局の局長が八街市に農業の現状を聞きたいということと、八街市長の基幹産業の農業のあり方について意見交換会をしていただきたいということで、時間をわざわざ割いて、八街市に来ていただいたことがございます。その際にも発言したところでございますけれども、北総中央用水、改良区の受益地であっても、例えば商業地等々に関わる受益地については、柔軟に農振解除についても考えていただきたいという旨の発言を

しております。その際、局長は十分、首長の考えでございますので、商業地にあった場合はそのようなことで、柔軟な検討も必要かなというような発言もいただいております。局長にしましては、本庁に帰ってしっかりと協議するという最終的な返事でございますけれども、八街首長のご意見は、大変重いものでございますので、慎重に考え、慎重に協議して柔軟なことを検討してまいりたいというような発言もいただいております。

○林 政男君

いいですね。北村市長、頑張っていますね。非常にデリケートな問題ですけども、ぜひ、頑張って。部長、市長の今の意見を受けてどうですか。担当部長としては、今、市長は農政局長と話をして、このような見解をいただきました。部長、いかがですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今、市長がご答弁申し上げました席に私も同席をさせていただきまして、これは、先ほど議員さんがおっしゃいました国道沿いということにつきましては、これは多分、路線化の扱いのお話だと思います。ただ、国道沿いであっても、現在、農振農用地の土地はいっぱいあります。そこで、ただいま市長が申しましたように、八街市に優良企業が来て、八街市の活性化につながるべき地域で営業をしたいというときに、やはりこの農用地、あるいは北総中央の受益地という問題が現在かかっております。それで、先ほど申しましたように、現在、国の方に要望いたしまして、現在、国と県の方で協議をいただいております。結論はまだ出ておりませんが、以前よりは多少進展した、いい方向に現在進んでおるというふうに考えております。その中で、やはり無制限に除外、あるいは農転を進めるということでは、決してございません。やはり八街市の将来、活性化につながるべき地域、エリアによっては、やはりこれは農地として存続できないということも十分あり得るということで、今後も進めたいと考えております。

○林 政男君

おっしゃるとおりですよ。やみくもに解放しろというか、そういうことは申し上げておりません。先ほど来から出ておりますけれども、農業もやはり少子高齢化、あるいは後継ぎ問題とどうしても継続は困難と。それを担い手、大きな担い手が後を継いでいくということも大事なんですけれども、場所によっては、これは商業施設を起こすことによって、その雇用も生まれるし、八街市の税収もひいては上がるというようなことを、私は考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いします。

最後に1点だけ伺いいたします。東金市の市民税、一般税が約70億円、それから大網白里市が48億円、袖ヶ浦市になると160億円、市税が一般会計に歳入に占める割合が50数パーセント。八街市は34.7パーセントぐらいですね。東金市の人口が大体6万人、大網白里市が5万人、袖ヶ浦市が約6万人、八街市は7万5千人で市税が約70億円。先ほど市長答弁の中で、市は税収確保のために、市税徴収対策本部を立ち上げて、少しでも市税の確保に努めておりますというお話がありました。市税徴収対策本部が立ち上がっているんですけども、それに対して市税を向上させる対策本部、法人税も含めて工業の誘致、商業

の発展を含めて、市税をもっと確保する部門があってもいいと思うんですけども、これはどこに聞いたらいいいですか。市税徴収は、それはそれでおやりになっているんですけども、市税をもっと生み出すプロジェクトというか、対策、その辺は経済ですか、それとも財政ですか。総務ですか。市税徴収というのは、先ほど議員さんもいろいろ言っていましたけれども、いろいろ大変なご苦労が伴うんですけども、新しく市税を、新規財源確保ですから。どうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市税、要は税源の涵養を含めたというご質問だと思いますけれども、現在のところは、まず、課税をした市税を確実に徴収するというところで、市税等徴収対策本部において、その税の徴収に力を入れているというところでございます。

また、その財源の確保については、現在では行財政改革推進室というのがございますので、そこで、財源の確保、歳入の確保策というところを検討しておるところでございまして、おっしゃられるような大がかりな組織として設置をするというところは、まだ、持っておりません。

○林 政男君

先ほどの市長の答弁の中に、例えば、はり・きゅう・マッサージを24回から12回とか、そういうふうに削減、削減という方向、それは確かに財政が厳しいからわかります。でも、東金市が6万人ぐらいで70億円の市税確保をしております。7万5千人だから75億円、もう5億円ぐらい少なくとも、お隣と歩調を合わせるには、何とかやりたい、またはしていかなければ、最終的には市民サービスの低下になると思われます。

そこで、何らかの三菱地所・サイモン株式会社も含めて成長分野を取り入れていただかないと、アベノミクスじゃないですけども、八街市も成長分野を取り入れていかないと、税収を徴収だけ強化すればいいというのはだめだと思うんですね。その辺、部長、最後にせめて、夢を持てるような答弁をお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

私どもの方とすれば、従前、農地を守るというようなことで、八街の農業を守るという立場で業務にあたっておったわけですが、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、近年、高齢化ということで、やはりエリアによっては、農地から商業地へという転換もやむを得ないと。そこで、やはり市長の方も一番心配しておるのが、優良企業が八街に出店したいという相談を受けたときに、農地法あるいは北総中央用水の受益地ということで、断念されるのが、八街市の将来に一番問題であるということで、私どもとしても、先ほど言いましたように、国あるいは県と協議をしまして、残すべき農地は残す。儲かる農業をやっていただき、所得税を多く払っていただく。商業についても、儲かる商業をやっていただく。そして、企業については、八街に進出してきた方々がエリアによって進出しやすい、あるいは協力できるところについては協力して、八街市に税収を少しでも上げるというような、ある程度、時代とともな方向転換も考えながら、今後進めていきたいというように考えております。

○林 政男君

今おっしゃるとおりだと思いますね。農業も国・県も、もう6次産業化と言っているのですが、ただ作るだけではだめだと。やはり生産・販売まで全部やらないと、今は儲からない時代になっているということで、ぜひ、八街市に置かれましても、農業・商業・工業に絶大なご支援を賜りますことをお願い申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で、やちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時26分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問